新型コロナウィルスの感染拡大による男女共同参画センター等の管理運営および事業への影響と対応についてのアンケート調査

集計結果報告書

2020 年 10 月

特定非営利活動法人全国女性会館協議会

目　次

Ⅰ．調査概要 1
1. 調査目的 1
2. 調査対象センター 1
3. 調査期間 1
4. 調査方法 1
5. 回収数・回収率 1
Ⅱ．調査対象センターの属性 1
Ⅲ．調査結果 2
1. 事業への影響と対応 2
（1）学習研修事業 2
（2）図書など資料の閲覧や貸出 2
（3）情報発信 4
（4）相談事業 5
（5）貸室事業 6
（6）インターネット活用状況 6
（7）その他工夫した取り組み 7
2. 業務への影響と対応 8
（1）職員の勤務体制 8
（2）職員間の情報共有方法 9
（3）財政面への影響 9
（4）BCP 策定状況 11
3. コロナ禍の男女共同参画センターの役割 11
（1）男女共同参画センターが果たすべき役割 11
（2）非常時のセンター運営上の課題 11
Ⅳ．自由記述一覧 12
1. 学習・研修事業の内容や実施方法についての工夫 12
2. 図書などの資料の内容や展示、提供方法などについての工夫 15
3. 広報誌の内容や WEB による情報発信についての工夫 17
4. 相談事業についての工夫・以前とは違う対応をした点 19
5. インターネットを活用の工夫や課題 22
6. このほか、工夫して実施した取り組み 25
7. 勤務体制についての工夫 26
8. 業務上の情報共有方法についての工夫 28
9. コロナ禍における男女共同参画センターが果たすべき役割 29
10. 非常時のセンター運営上の課題 33

Ⅰ．調査概要

1. 調査目的

本調査は、 以下の目的で実施する。

・新型コロナウィルスの感染拡大による男女共同参画センターの管理運営、事業への影響について明らかにし、 対応に関する情報や知恵を会員館で共有する。
・コロナ禍における男女共同参画センターの役割について検討していくために役立てる。
・今後も起こる可能性がある社会的危機状況に備えるための知恵を会員館で共有する。

2. 調査対象センター

全国女性会館協議会会員館　91 館

3. 調査期間

2020 年 8 月 12 日（水）～ 9 月 4 日（金）

4. 調査方法

インターネット上の Google Forms を使用し、自記入式で回答
使用不可のセンターにおいては、メールにて回答

5. 回収数・回収率

91 館のうち、同一法人（団体）が複数施設を管理運営している施設においては、回答が各 1 件のため、全回収数は 89 件となるが、実質、全館から回答があったため、回収率は 100.0%。

Ⅱ．調査対象センターの属性

1. 管理運営形態

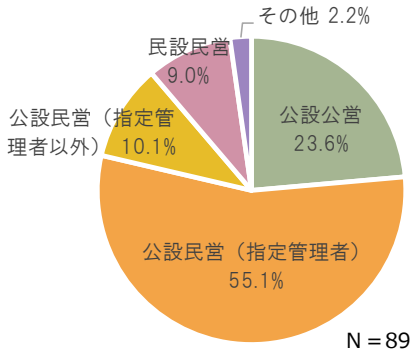

2. 設置者

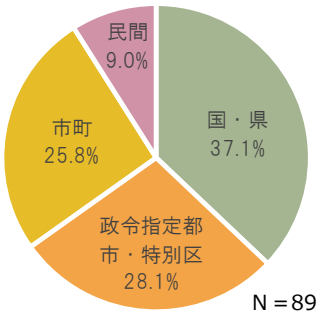

3. 地域ブロック

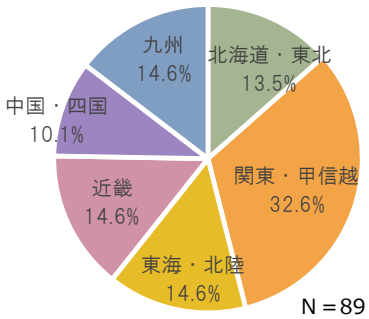

Ⅲ．調査結果

1．事業への影響と対応

（1）学習研修事業

Q．今年度上半期（4 月 1 日～9 月 30 日）の学習・研修事業（主催講座、講演会、研修等）は、年度当初の事業計画に対し、どの程度実施できましたか。これから開催予定の事業は、実施するものとして、およその割合をお答えください。（連続講座の回数は考慮しない）

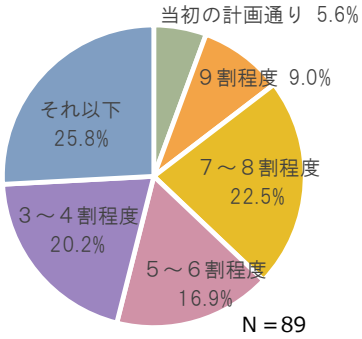

今年度上半期の事業の実施状況は、「それ以下（3 割未満）」というセンターが 25.8%で最も多く、次に「7～8 割」が 22.5%、「3～4 割」が 20.2%と続き、予定の半分以下というセンターが 46.0%を占めている。

反対に、「当初の計画通り」実施できたセンターは 5.6%、「9 割程度」実施できたセンターを含めても 14.6%と少ない。

Q．コロナ禍の影響で、学習・研修事業の内容や実施方法について、工夫した点があればお書きください。

前問の回答のとおり、上半期には、ほとんどのセンターで予定どおりの事業が実施できておらず、時期を延期したり、やり方を変えたりして模索が続いている。中でも、41 のセンターから、「オンライン講座を実施した」あるいは「オンライン講座を実施する予定」との回答が寄せられた。

リアルで開催するにあたっては、マスクの着用、消毒、３密回避などの感染防止対策を施したうえで、さらに少人数開催、回数減、時間の短縮、グループワークは行わないなど対策を講じている。

このほか、コロナ禍での具体的な事業として、以下のような事例が報告された。

- コロナ禍でストレスを抱え就労中の女性のためのヨガ講座を実施。
- 男女共同参画推進団体が従来の対面での活動ができなくなったため、オンラインでのセミナーやワークショップなどができるように、団体を対象にオンライン講座を開催。
- 講演予定であった内容を読み物資料として作成いただき HP に掲載した。
- 本来対面で開催する予定であったストレッチ教室を誌面講座という形に変えて実施。

全回答は、p.12 に掲載。

（2）図書など資料の閲覧や貸出

Q．「緊急事態宣言」の期間中、図書など資料の閲覧や貸出の実施状況はいかがでしたか。（回答は１つ）

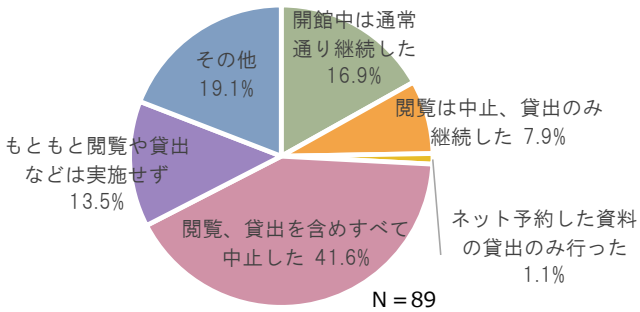

「緊急事態宣言」期間中、図書などの資料の「閲覧、貸出を含めすべて中止した」センターが 41.6%と最も多い。「開館中は通常通り継続した」センターは 16.9%である。

その他の内容は以下のとおり。

（その他）
全館休館／臨時休館となった。その後は段階的に対応中／閉館のため閲覧・貸出行わず／緊急事態宣言中は休館につき、来館者対応業務はすべて停止／緊急事態宣言中は閉館となっていたため、閲覧、貸出はしていない／緊急宣言期間中の一時期、閲覧、貸出を中止／一時期貸出を中止した／会館及び閲覧スペースへの出入りが制限されたため利用なし／図書がある情報コーナー自体が閉鎖となったが、電話等で問合せがあった場合はこちらの選書で貸出を行った／施設の入り口に返却ポストのみ設置。閲覧・貸出等は中止した／休館したため、予約本の貸し出しのみ郵送対応した／資料の複写・郵送サービスを行った／電話・メールによる無人 BOX・郵送による貸し出しの実施／緊急事態宣言下では、閉館していたが、視聴覚教材のみ貸出し可／図書の貸出は実施していない。ビデオの貸出は通常どおり継続／5/21 より予約取り置き本のみ貸出対応している／閲覧時間を制限し、イス等の利用を制限した

Q.「緊急事態宣言」期間に限らず、コロナ禍の影響で、図書などの資料の内容や展示、提供方法などについて、工夫した点があればお書きください。

閲覧や貸出の制限がある中で、以下のような工夫があった。

（企画の工夫）
- コロナ禍のストレス解消につながる「私のお気に入りの（本）」を紹介する展示と同時に、DV 防止啓発、医療従事者への人権配慮に関する展示
- コロナ禍が影響していると思われるジェンダーに起因する事象をテーマに、図書の企画展示を行った。
- 5 月は「本をお供に おうち時間」を展示、貸し出し冊数が倍になるサービス「ピースキャンペーン」の延長（4/15～5/15⇒5/31 まで延長）
- コロナ感染予防に関する書籍の展示、貸出し
- SNS を利用し「年間貸出ランキング」などの情報発信
- 家で過ごす時間が増えた親子に楽しんでもらうため、ブックトーク・絵本の朗読を YouTube 配信

（貸出の工夫）
- 市内全図書館で、貸出冊数、貸出期間を増やした
- 臨時休館中の貸出期間延長
- 今年度に限定しての送料無料での郵送貸出（これまでは、返却にかかる送料は利用者負担）
- 貸出期間を設けず、次回来訪時に返却する形とした
- 郵送・無人貸出 BOX

（資料を介しての感染を防ぐ対策）
- 返却本を 24 時間～3 日間保管
- 返却ボックスや受け渡しのトレーを設置して接触を防ぐ
- 本の消毒
- 持ち帰り資料の配架部数の制限等が行われていた

全回答は、p.15 に掲載。

（3）情報発信

Q. 今年度の広報誌（紙媒体）の発行について伺います。（回答は１つ）

Q.「緊急事態宣言」の期間中、ＷＥＢ（ＨＰやＳＮＳなど）による情報発信の実施状況はいかがでしたか。（回答は１つ）

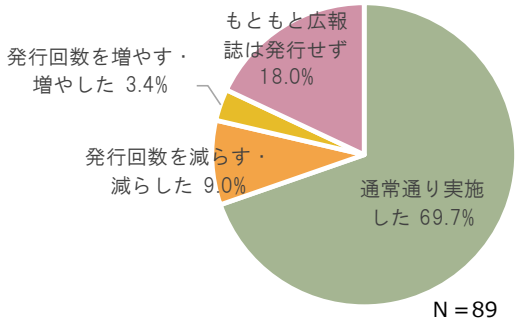

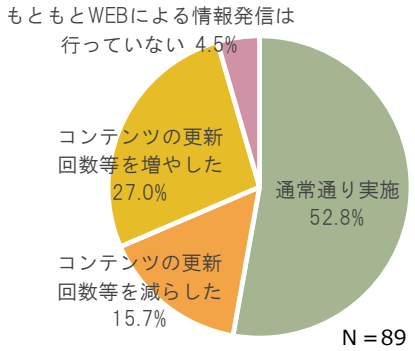

広報誌（紙媒体）の発行は「通常通り実施した」が 69.7%を占めた。発行回数を「減らす・減らした」は 9.0%、反対に「増やす・増やした」は 3.4%であった。

WEB での情報発信は「通常通り実施した」が 52.8%と半数を占めた。紙媒体と異なり、「コンテンツの更新回数等を増やした」センターは 27.0%であった。

Q. コロナ禍の影響で、広報誌の内容やＷＥＢによる情報発信について、工夫した点があればお書きください。

広報誌・WEB を問わず、20 センターから「コロナ禍をテーマにした情報提供」を行ったとの回答が寄せられた。具体的なテーマとしては、

- 新型コロナ禍の中での、生きづらさを抱えている子どもたちの状況（広報誌）
- コロナ感染者への誹謗中傷問題を受け、人権に関する記事（広報誌）
- ウィズコロナの新しい生活　テレワークと家族関係（広報誌）
- 新型コロナ問題とジェンダー（広報誌）
- 家族会議をしましょう（メルマガと連動した HP コンテンツ）　などがある。

また、広報誌では号外を出したり、ページ数を増やしたり、WEB では HP やメール配信、SNS など今あるツールだけでなく、「note を活用して週に 1 回、職員や識者による投稿を行った」センターもあった。啓発的な意味を持つ情報提供だけでなく、相談窓口の案内や施設利用案内などの広報も積極的に行われた。

全回答は p.17 に掲載。

（4）相談事業

Q.「緊急事態宣言」の期間中の相談事業（一般、就労、専門、暴力など種類を問わず）について伺います。下記の相談は、通常通り実施されましたか。なお、「時間等の短縮」「時間等の延長」には、日数及び人員の減少・増加を含むものとします。（回答は各１つ）

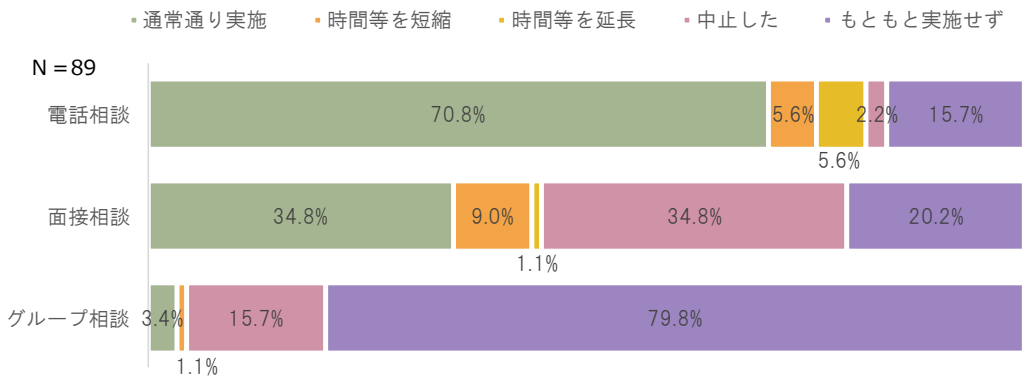

「緊急事態宣言」期間中の『電話相談』、『面接相談』、『グループ相談』それぞれについて、実施状況を伺ったところ、『電話相談』は 70.8%のセンターで「通常どおり実施」したものの、『面接相談』は「通常どおり実施」と「中止した」が同じ 34.8%であった。『グループ相談』は、もともと 2 割程度のセンターでしか実施されておらず、15.7%のセンターが「中止した」と回答した。

Q.「緊急事態宣言」期間に限らず、コロナ禍の影響で、相談事業について工夫した点、以前とは違う対応をした点があればお書きください。

相談事業は、休館になっても継続された事業であるが、面接相談を中止したセンターが多かった。その代替手段として「電話相談に切り替えた」が 15 センター、「オンライン相談を実施」が 5 センター、新たに「メール相談を開設した」が 2 センターあった。

このような中で、以下のような特徴的な取り組みがみられた。

・「コロナウイルス感染に伴う心のケア電話相談」を週に 1 回増設した。
・特別給付金関係の面接相談及び緊急相談については、面接相談を実施。
・面接相談の要望が多く、時期を早めに再開した。

また、面接相談やグループ相談を実施（再開）するのにあたり、一般的な感染防止対策のほか、アクリル板を設置したり、広い部屋に変えたり、相談室の環境整備も多く行われている。

全回答は p.19 に掲載。

（5）貸室事業

Q.「緊急事態宣言」の期間中、会議室やホールなどの貸出はどのようにされましたか。（回答は１つ）

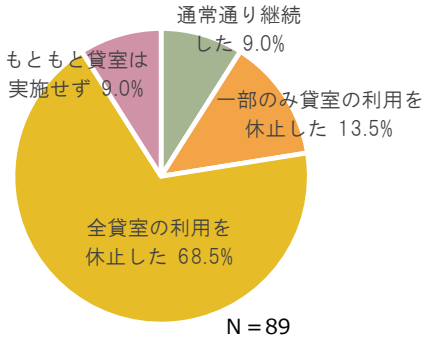

「緊急事態宣言」期間中、「全貸室の利用を休止した」が 68.5%を占め、「通常通り継続した」は 9.0%である。

（6）インターネット活用状況

Q. 今年 4 月以降、下記のようなインターネットを活用した事業を実施されましたか。（回答は各１つ）

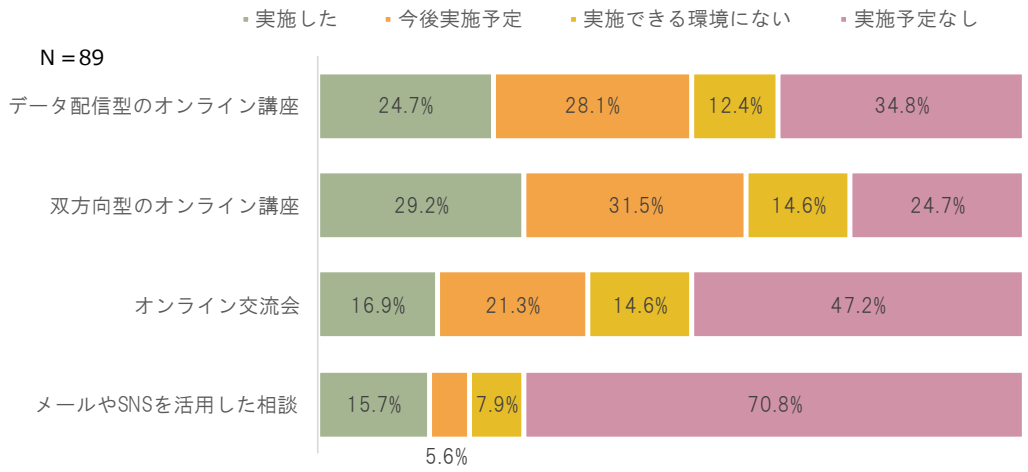

インターネットを活用した事業を「実施した」割合は、『双方向のオンライン講座』で 29.2%と最も多く、『データ配信型のオンライン講座』は 24.7%、『オンライン交流会』は 16.9%、『メールや SNS を活用した相談』は 15.7%であった。『双方向型のオンライン講座』は「今後実施予定」を加えると 6 割を超えるが、一方で「実施できる環境にない」センターも 14.6%あった。

『メールや SNS を活用した相談』は 70.8%が「実施予定なし」と回答した。

Q. インターネットを活用した事業を実施する上での工夫や課題等があればお書きください。

コロナ禍においては、講座・研修事業をはじめ、相談事業でも急速にオンライン化が進んでいる。オンライン事業では受益者が限られる一方で、新たな利用者も開拓できたとの声もあった。

工夫したことよりも課題の方が多くあげられたが、大別すると以下のとおりである。

【工夫】

・ オンライン環境のない人への対応（個別視聴や視聴会場の開設）
・ 初心者に向けての対応（事前講習）
・ オンライン講座に必要な機材を購入したり、ツールの契約をしたり、実施可能な環境整備

【課題】

・ 受講者が限定されてしまうこと、受講者の反応もわかりにくいこと
・ 十分なサービスが提供できないこと
・ インターネットの環境整備が不十分
・ スタッフのスキル不足を含む運営体制が不十分
・ セキュリティやコンテンツの権利関係への不安

全回答は、p.22 に掲載。

（7）その他工夫した取り組み

Q. コロナ禍の影響で、前記以外に、工夫して実施した取り組み（例：コロナの影響についてのアンケート実施や通常の感染防止対策以外の環境整備など）があればお書きください。

テーマはそれぞれだが、「アンケートを実施した」センターが 11 センター※あった。（1 センターは自治体の調査に協力）「オンライン環境整備」や「所管課との対応協議」なども実施されたほか、特徴的な取り組みとしては、以下のとおり。

・ WITH コロナ時代に求められることをまとめた冊子を作成・配布。
・ 女性相談における、コロナの影響を 3 月より毎月データ化。コロナによるストレス軽減になる講座、避難所等防災を考える講座を企画。
・ 若年無業女性の卒業生向けにメルマガを配信し、何人かの声(生活の知恵)を拾ってサイトやメルマガで共有。
・ シングルマザーの生の声をネットで集約し発信。
・ 県内の男女共同参画推進団体に、コロナ禍での活動状況についてヒアリングを実施。その状況をふまえ、オンライン講座開催に関する講座を実施。
・ 全回答は、p.25 に掲載。

※アンケートを実施し、結果を WEB 上で公表しているセンター・自治体

センター名	タイトル	調査期間	対象者	回答件数
静岡市女性会館	「新型コロナウィルス禍が女性に及ぼす影響について」の緊急アンケート	4/18～27	市内在住・在勤女性	359件
浜松市男女共同参画推進センター	新型コロナウイルス感染拡大による家庭生活や心身の影響ついての緊急アンケート	4/28～5/8	市内在住・在勤女性	155件
広島県女性総合センター	「新型コロナウイルス禍が女性に及ぼす影響について」	5/11～31	県内在住・通勤・通学している女性	156件
島根県立男女共同参画センター	「新型コロナウイルスの女性への影響に関するアンケート」	5/中～6/16	県内在住の女性	397件
世田谷区立男女共同参画センター	新型コロナウイルス感染拡大に伴うらぶらす起業ミニメッセ出展者緊急アンケート	5/19～25	起業ミニメッセ出展者	51件
とよなか男女共同参画推進センター	緊急WEB調査「新型コロナウイルスによる影響について」A仕事、B子育て、Cシングル	6/1～6/15	市内在住・在勤者	計95件
大阪府	「新型コロナウイルス禍が女性に及ぼす影響について」緊急アンケート	7/20～8/4	府内在住・在勤・在学者	1,099件

2. 業務への影響と対応

（1）職員の勤務体制

Q.「緊急事態宣言」の期間中、職員の勤務体制に変化はありましたか。（複数回答）

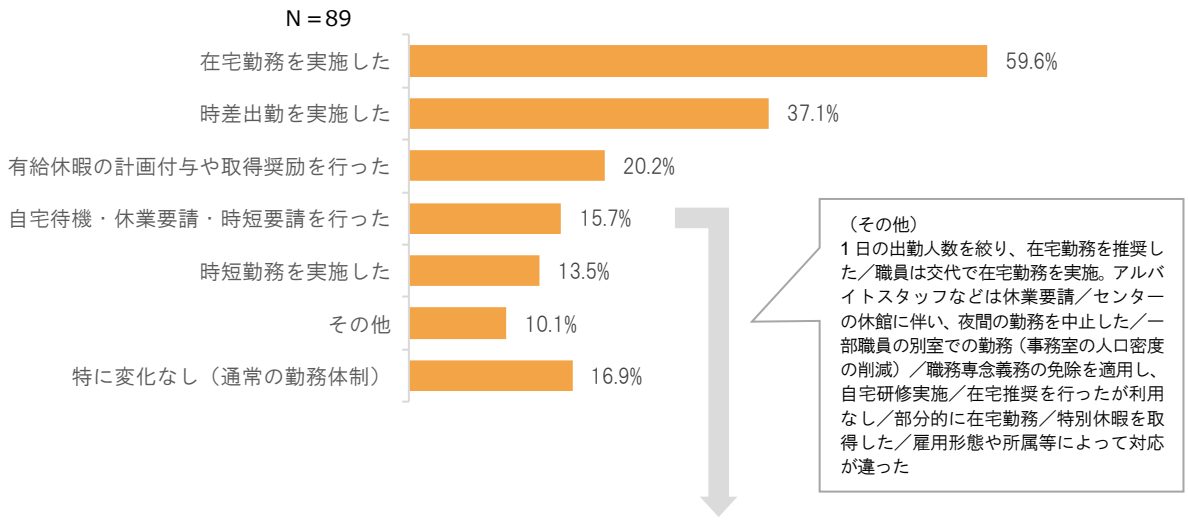

Q. 職員に「自宅待機・休業要請・時短要請を行った」場合、賃金補償はどのように対応されましたか。（複数回答）

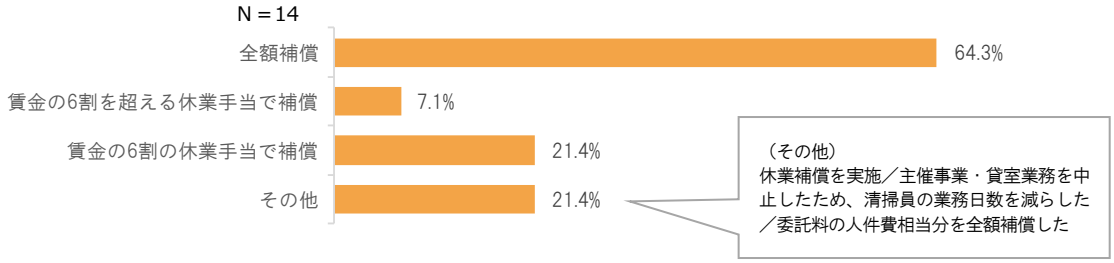

「緊急事態宣言」期間中の勤務体制については、「特に変化なし」の 16.9%を除く、83.1%のセンターで何らかの対応をしている。中でも「在宅勤務を実施した」が 59.6%で最も多く、「時差出勤を実施した」が 37.1%と続く。「自宅待機・休業要請・時短要請を行った」センターは 15.7%（14 センター）であるが、そのうちの 64.3%はスタッフの賃金を「全額補償」したと回答している。

Q. 勤務体制について工夫したことがあればお書きください。

勤務体制の工夫は、「職員を 2 グループに分けて交替勤務」の体制をとったセンターが複数あったほか、以下のような特徴的な取り組みが見られた。

- 臨時休館に伴い、業務自体がなくなる職員には、年次有給休暇の取得促進、翌月以降に付与される休日の先取り取得。このほかの職員には、在宅勤務が可能となるようノート型パソコンの貸出を実施。
- 受付窓口業務の派遣職員に関しても、資料整理や清掃業務を行う等して、雇用を維持した。
- 緊急事態宣言中、自宅待機となった職員は業務遂行だけでなく、男女共同参画にかかる自己研鑽や業務にかかるスキルアップも給与の対象とした。
- 子育て中の職員のために学校休校等に伴う特別休暇制度を創設した。
- 部署間による不公平を是正、緩和するために全体への説明会をおこなった。

全回答は、p.26 に掲載。

（2）職員間の情報共有方法

Q. 職員間の情報共有の方法として、下記のツール等について利用状況を伺います。（回答は各１つ）

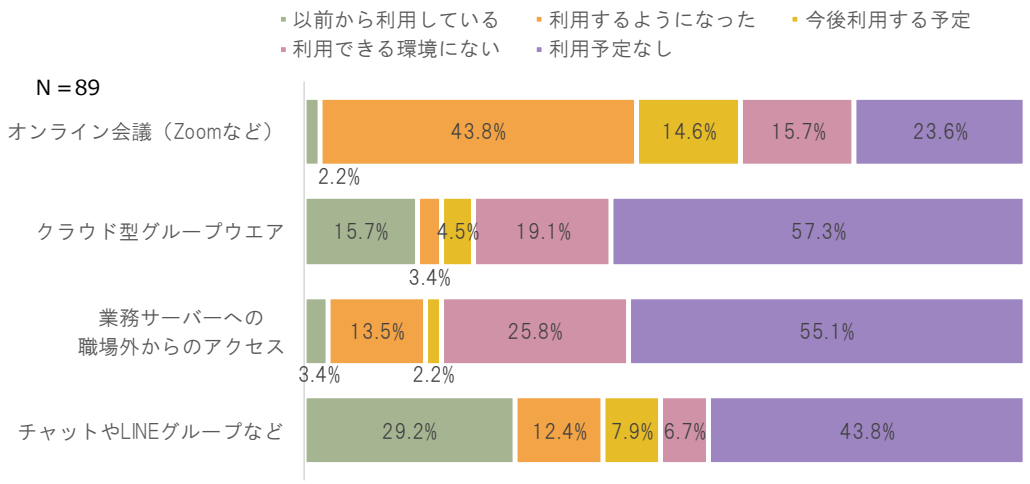

職員間の情報共有方法のとして「以前から利用している」方法は『チャットや LINE グループなど』が 29.2%で最も多く、『クラウド型グループウエア』が 15.7%である。『オンライン会議』は 2.2%にとどまっているが、今回の緊急事態を受けて「利用するようになった」が 43.8%と急激な導入が進んだことがわかる。

『クラウド型のグループウエア』や『業務サーバーへの職場外からのアクセス』は半数以上のセンターが「利用予定なし」と回答している。

Q. 業務を進めるうえでの情報共有方法について、工夫したことがあればお書きください。

前問のツール以外では、「Slack」や「ビジネス専用チャット」などの活用、「スケジューラ、掲示板の共有」「個人のパソコンから所属メールを閲覧できる機能を利用」などがあげられた。オンラインツール以外では、「業務日誌等の活用」や「打ち合わせ回数を増やした」などのほか、「貸室のキャンセル手続きなど日々ルールが変更になることが多く、担当職員に周知徹底するようマニュアル作成、打ち合わせや引き継ぎを入念に行った」センターもあった。

全回答は、p.28 に掲載。

（3）財政面への影響

Q. 2020 年度の予算（収入）に影響がありましたか。

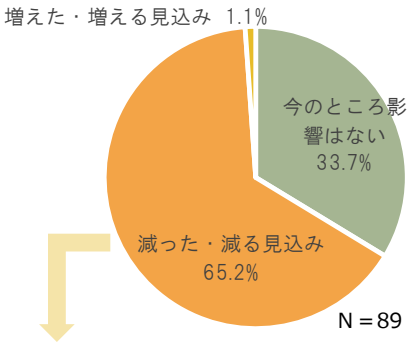

今年度（2020 年度）の予算への影響は「減った・減る見込み」と回答したセンターが 65.2%とおよそ 3 分の 2 を占め、残りの 3 分の 1 は「今のところ影響はない」と回答した。

Q. 2020 年度に「減った・減る見込み」のものは次のどれですか。（複数回答可）

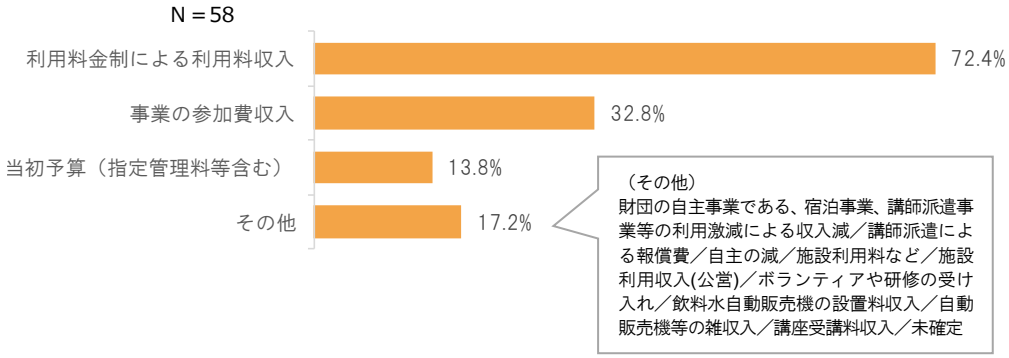

Q.「減った・減る見込み」に対して、どのような対策を取りましたか。（複数回答可）

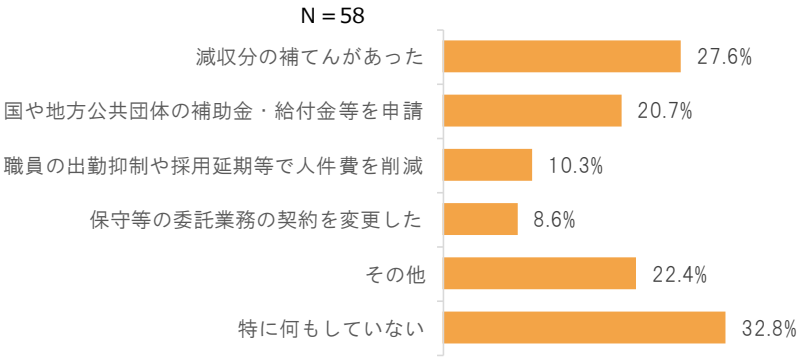

（その他）
歳出の削減／今後の支出を減らすことで対応／支出計画を見直した／会計等について一元化されているので、こちらではわからない／今後県と調整する予定／今後、状況によっては市と指定管理者で協議を行う／自主事業で新たな事業考案予定。経費の節減／事業の見直し／新規講座の開設、広告、他の団体とコラボで講座を実施／休館日におけるホールの特別開館／当初予算の中でやりくりできる範囲／現時点では未定／未確定

管理運営形態	標本数	予算の種別				対応策					
		当初予算（指定管理料・委託料を含む）	事業の参加費収入	利用料金制による利用料収入	その他	国や地方公共団体の各種補助金・給付金等を申請した	保守等の委託業務の契約を変更した	職員の出勤抑制や採用延期等で人件費を削減をした	減収分の補てんがあった	特に何もしていない	その他
合　計	58	13.8	32.8	72.4	17.2	20.7	8.6	10.3	27.6	32.8	22.4
公設公営	10	10.0	20.0	60.0	20.0	－	－	－	10.0	70.0	20.0
公設民営（指定管理者）	32	9.4	31.3	87.5	15.6	21.9	12.5	6.3	40.6	21.9	25.0
公設民営（指定管理者以外）	6	50.0	33.3	33.3	－	16.7	－	16.7	16.7	33.3	16.7
民設民営	8	－	50.0	62.5	25.0	50.0	12.5	37.5	12.5	25.0	12.5
その他	2	50.0	50.0	50.0	50.0	－	－	－	－	50.0	50.0

「減った・減る見込み」と回答した 58 センターに、その内容を尋ねたところ、「利用料金制による利用料収入」が 72.4%を占めた。公設民営（指定管理者）に限ると 87.5%を占める。

予算の減少についての対策としては、「特に何もしていない」が 32.8%と最も多い。「減収分の補てんがあった」は 27.6%であるが、公設民営（指定管理者）に限れば 40.6%となる。民設民営の場合は 50.0%が「国や地方公共団体の各種補助金・給付金等を申請した」と回答している。

（4）BCP 策定状況

Q. センター独自のＢＣＰを策定していますか。（回答は１つ）

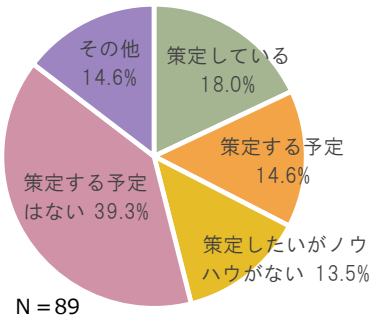

センター独自の BCP を「策定している」センターは 18.0%である。「策定する予定」の 14.6%を合わせても、3 割程度にとどまる。反対に「策定する予定はない」は 39.3%と最も多い。

その他の回答にもあるように、センター独自には策定していなくても、行政が策定したもので運用するケースもある。

（その他）
議論にはなっていない／災害対応マニュアルのみ。BCP にまで至っていない／事業計画は修正したがそれが BCP にあたるのか不明／行政策定の BCP に一部準じた対応 ／県ＢＣＰ計画に策定、独自では策定していない／県からの委託業務であり、県の BCP 計画に則り実施／県の BCP の一部として策定済み／策定はしていないが、今後のことは未定／課独自の BCP にセンターの記載が含まれている／公設で市との協議による／危機管理マニュアル／今後検討を要する／法人としての BCP は策定済

3. コロナ禍の男女共同参画センターの役割

（1）男女共同参画センターが果たすべき役割

Q. コロナ禍において、男女共同参画センターはどのような役割を果たすべきだと思いますか。ご自由にお書きください。

コロナ禍が女性に与えた影響の大きさを十分認識した上で、各センターから多くの意見が寄せられた。大きく分類すると、以下のとおりである。

- 非常時に女性を支える拠点施設としての機能強化（22 件）
- 必要な人に必要な情報を届ける（16 件）
- 相談体制の強化と DV 被害者支援（12 件）
- リアルの場を大切にしながら、オンラインで切れ目なくつながる（9 件）
- 地域の団体活動を支える（5 件）
- その他（13 件）

全回答は、p.29 に掲載。

（2）非常時のセンター運営上の課題

Q. そのほか、今回のような非常時のセンター運営で困ったことや気になることがありましたら、ご自由にお書きください。

- 経営上の課題（13 件）
- オンライン化の課題（11 件）
- センターの機能が十分発揮できないことへの危機感（8 件）
- 行政との協議上の課題（指定管理者 7 件）
- その他（12 件）

全回答は、p.33 に掲載。

Ⅳ. 自由記述一覧

1. 学習・研修事業の内容や実施方法についての工夫

- 上半期に実施できた事業は 1 割程度。下半期は、オンライン事業とリアル事業の組み合わせで実施予定。
- NPO 法人で主催するオンラインイベントを後援し、オンライン開催の方法について検討した。
- ほぼ、全ての学習・研修事業をオンライン形式に変更可能な形で企画し、一定のタイミングで集合形式での実施かオンライン形式での実施かを決定。
- 講座等のオンラインでの実施を検討している。
- ZOOM、YouTube の活用。
- ズームなどオンライン開催も実施した。
- 一部セミナーについて、オンラインに切り替えて実施予定（9/19 以降）。
- 6 月の男女共同参画推進月間に合わせた事業である「いわて男女共同参画フェスティバル」及び「いわて男女共同参画サポーター養成講座」を中止とはせず、オンデマンド講座とした。
- 対面のものをオンラインで実施した。
- 可能な限りオンライン講座化を進めた。
- オンラインで実施できる内容のものに変更をした。広報はちらし印刷ではなく、SNS 広告を中心とするようになった。
- オンライン開催。
- 一部の講座で WEB 講座を導入した。
- 対面講座を録画によるオンライン講座を行った。また、インターネットの環境のない受講者を対象に、動画上映会を設定したり、センター通路に講座に関連する展示物と共にモニターに動画を常時上映した。
- オンライン利用。
- 動画配信による講座を実施した。
- Zoom を使用しオンラインを併用する形で講座を実施。
- オンラインでの実施に移行。申込者の希望・意向により、来館・在宅での受講を選択できる形に。講師には個人契約でのウェブ会議システムや、指定管理者側提供のシステムでの使用かを調整して実施。
- 研修事業の一部をオンラインで実施。
- オンラインによるセミナーを実施、推奨（Zoom など）。
- オンライン研修を取り入れた。フェスティバル等、一部、展示を中心とした内容に変更して実施した。
- オンライン形式にした。又は、会場参集とオンライン方式の併用。講演を中止し展示のみ。
- 今年度前半では、あらかじめ決められた指定事業がなかなか開催できない中、今できる事業を自主事業として実施してきた。①Facebook 等による情報発信（男女共同参画に関する啓発、男女共同参画関連図書の紹介）②男女共同参画推進団体が従来の対面での活動ができなくなったため、オンラインでのセミナーやワークショップなどができるように、団体を対象にオンライン講座を開催。③オンラインで男女共同参画の視点による防災講師養成講座を実施。年度後半では、指定事業もオンラインに切り替えて実施する。オンライン講座の開催時は、オンラインに対応できない参加者に向けて、館内に視聴ルームを開設。
- 事業の延期及び、9 月下旬よりオンライン講座を実施する。
- コロナ禍でのインターネットによる県民意識アンケート調査、リモート研修、メール相談・電話による専門相談対応など。
- 地元の CATV に協力いただき、収録を行い、YouTube 配信または番組放映を行った。収録が難しい講師に関しては、当日の講演予定であった内容を読み物資料として作成いただき HP に掲載した。

・ 4 月当初にコロナ禍による学習研修事業の影響度、変更可能性について行政と協議。オンラインも可能の承認を得る。どの講座も講師依頼時にはオンラインになる可能性を伝え、オンライン対応可能な講師に依頼をする。）３密を避けた形（今までは長机に 2〜3 名着席だったものを机 1 台に１人にして定員を調整。定員は例年の 8 割程度に。＊広い部屋に変更可能であれば、変更（部屋代は高くなった）。講座内容で３密になるようなもの（不特定多数に向けたアンケート調査、映画上映、料理、運動）はなるべく避けるような講座内容に変更した。
・ 人数制限、後半に開催を延期、オンライン講演。
・ 自主事業の実施日を例年より遅らせたほか、一部オンラインを活用した内容を検討した。参加者同士の距離を十分に確保できるよう、広い会場に変更した。参加者及びスタッフ全員に対してマスクの着用を徹底するとともに、参加者に対して、入室前に検温手指の消毒を促した。話し合いを含むワークショップでは、机上にアクリル板を設置し、飛沫感染防止の措置を講じた。同日に複数の講座がある場合は、参加者の入れ替えのタイミングで机等の消毒を行った。
・ 開催時期を年度後半にした。定員を国の基準に則り、会場定員の半数に設定した。オンライン配信による研修を計画している。1 つの研修を午前午後の 2 部構成とし、1 回の研修人数を少なくした。
・ なるべく中止を避け日程変更・講座の内容によってはオンラインで実施・（緊急事態宣言が終了し感染状況が落ち着いたことが前提で）集客しワークを実施した講座では、ソーシャルディスタンスを満たす席配置、参加者全員にフェイスガード配布（着用は任意）、休憩を入れ換気といった感染予防対策をおこなって実施。
・ 研修回数変更（減）、オンライン開催に切り替え、実施時期の延期、研修会場の変更による３密の回避等。
・ Zoom を活用したオンライン講座を実施。演台にはアクリルパネルを設置し、講師と参加者の距離を 5 ｍあけた。親子向けの講座は 2 部の入れ替え制にして実施。
・ 受講・託児の定員の半減（今後の状況次第では参加者の地域限定も考慮中）、座席配置の変更、今年度後半に実施予定のオンライン配信への準備。
・ 定員を半減、Zoom の活用。
・ オンライン講座の開催、定員の半減。
・ マスクの着用や消毒、密を避ける、来館者カードへの記入、オンラインの配信等、人数制限（回数増）。
・ オンライン研修環境の整備（交流室の Wi-Fi 環境の整備、Zoom 有料アカウント取得、パソコン、カメラ等の購入等）。感染防止対策の徹底（交流室の消毒・換気、利用定員の削減（半減）、マスク等の着用、飛沫防止スクリーンの設置、その他３密防止）。オンライン方式（又はオンライン併用方式）での研修実施検討。職員 Zoom 研修会の開催。
・ 講座等については一部オンラインでの開催を予定している。事前申込制、ソーシャルディスタンスを確保（人数制限）、アクリルパネルの設置等も合わせて行っている。
・ 当初は集合しての研修だったものを動画配信の WEB 研修へ切り替えたり、通常開催の半数以下に人数を制限して実施している。
・ 施設全体の利用者向けガイドラインを準用し、講座実施に際しても定員の半減、講座時間内での定期的な換気、会場レイアウトの工夫、受付時の検温や消毒の実施を行っている。また対象とテーマに応じて、オンラインでの実施に転換し、オンライン事業についての検討会を姉妹館も含めて設けている。
・ 感染拡大防止を考慮し、オンライン配信や少人数での実施を行っている。
・ 内容：コロナ禍でストレスを抱え就労中の女性のためのヨガ講座を実施。実施方法：講義形式をメインにし、グループワークなどは行わない方法で講座を組み立てた。
・ 講演会の代わりに講師にエッセイで執筆を依頼し、WEB 情報誌を掲載予定・予定していた講座の延期。回数減など開催に工夫を図る。

・ 本来対面で開催する予定であったストレッチ教室を誌面講座という形に変えて実施した。
・ 実施時期計画の見直しや書面での会議開催を行った。また、対面での会議、研修等では、フェイスシールド、マスクの準備、検温、消毒液、換気対策、定員の減と間隔を置いた机、椅子の配置など感染防止対策を十分に行いながら実施している。
・ 延期できるものは延期し、秋以降に実施。ウイルスレスウォーターによる除菌液の噴霧、検温器、飛沫感染を防ぐシートの設置、除菌作業、定員の見直し、実施場所を広い部屋に変更、リモート変更を講師と相談。
・ 開催期日を延期したり、オンライン講座で実施している。定員を半分に減らし、密を避け、アクリル板やフェイスシールド、マイクシールドなどを活用して感染防止対策している。
・ 講座時間の短縮。受講人数の削減（定員半分）。検温・手指消毒の実施。受講生へのマスク着用。講師のフェイスシールド着用またはアクリル板設置による講義。学習形態の限定（ワーク形式不可）。講座内に休憩を入れ換気を実施。
・ コロナ禍において特に重要と思われる分野についての学習や働き方や過ごし方についての講座を開催した。また、講座の参加定員よりかなり広い講座室を使用し、換気や消毒等の対策を徹底した。
・ 感染拡大防止の対応について、説明文書を事前に配付した。（マスク着用、手指消毒、手洗いの依頼、換気、席の間隔をとる、グループワークは行わず座学形式での実施等を記載）
・ 定員をおおよそ半減にした。
・ マスクの着用、手指消毒、検温の実施。各部屋　定員の 1/2 での使用。
・ ３密をさけるために利用人数、滞在時間の制限、消毒、マスクの着用等を行った。
・ 講座等の実施にあたって、換気、消毒、マスク着用など感染症予防対策を行うほか、受講者の距離をとるため座席配置を考え、定員はほぼ半数以下となった。これについては講師の協力を得られたものは回数を増やすなどした。上記の環境を整えることが困難な場合は実施を見合わせた。
・ 受講者定員の調整､託児定員の半減､講師も含めソーシャルディスタンスを確保した講座形式での実施、受講者への受講前の検温・マスク着用・手指消毒の依頼等。
・ 募集人数を半減。3 人掛けを 1 人掛けとし、教室型に設営。交流会やグループワークはしない。参加者への検温、手指消毒、マスク着用の義務化。講師、スタッフのマスク、手袋の着用など。
・ 全貸室の机や椅子のソーシャルディスタンス（約 2m）を確保した。研修事業は通常より大きな会場で実施したほか、講師用演台にアクリル板を設置、会場にアルコール消毒液をするなどして感染対策を講じた。・クラスター対策の一環として県施設独自の追跡アプリを導入した。
・ ３密に配慮した。検温、消毒等の実施。
・ 定員の設定に苦慮した。「３密」問題。料理教室については 3 ヵ月遅れの開始。換気問題で各研修室へ網戸を設置した。特に夜間講座については窓の開放と通気性(害虫対策も含む)を考慮した。
・ 感染症拡大防止の観点から、会場等の定員の管理など衛生面での対応以外特に実施していない。
・ 当初予定していた定員を減らし、３密の回避やマスク着用､手指消毒を徹底し､対面での講座を行った。
・ 受講者間の距離の確保、座席配置への配慮（アイランド形式にしない等）、換気の徹底等。
・ 市の貸館機能のあるコミュティセンター等と統一した、ガイドライン作成（会議室の収容人数の制限、会議室の消毒､利用市民に検温やマスク着用を求める項目用紙等)､館に体温計の設置　対象者を市民に限定、交流事業の制限。
・ 会場の定員を収容数の 1/2 以下とする。手指消毒、マスク着用を義務付ける。
・ 開催内容及び会場における「３密」の回避や消毒の徹底等のほか、参加者の連絡先の把握など感染予防の対策に配慮した。
・ 広めの部屋を準備する、換気を行う、飛沫シートの準備を行った。

・ 講師・受講生の健康チェック、講師机と受講生机の距離、マスク着用の徹底、講座開始前、後の机ドア把手等の消毒、教室内での飲食禁止（持参飲料は除く）。
・ 市の方針や、業界ガイドラインに従い実施した。
・ 指定管理者主催の学習・研修事業はそもそも設定がなく、元々実施予定がなかった。
・ 会議室の貸出しが主な事業であり、学習・研修事業等の自主事業は実施していない。

2. 図書などの資料の内容や展示、提供方法などについての工夫

・ 情報ライブラリーは、緊急事態宣言前の 3 月 3 日～5 月 17 日まで閉室であった。その間、電話にて資料の取り置きの受付や情報相談（電話、FAX、メール）は継続していた。また、SNS を利用し「年間貸出ランキング」などの情報発信を続けた。再開後は、閲覧席や視聴ブースは席を設けず一部利用を制限している。返却資料の消毒、カウンターまわりに飛沫感染防止シートを設置するなど、感染防止対策を施して運営している。
・ 男女共同参画「今コレ」展示@サンフォルテ図書室において、コロナ禍のストレス解消につながる「私のお気に入りの（本）」を紹介する展示と同時に、DV 防止啓発、医療従事者への人権配慮に関する展示を行った。返却本は、3 日間放置した後に書架に配架している。
・ 掲示物での啓発。
・ ①ライブラリー入口でのヘルスチェックシートの記入、アルコール消毒、マスク②利用後の消毒、③コロナ感染予防に関する書籍の展示、貸出し、④緊急事態宣言解除後もしばらくは新聞、雑誌の閲覧は中止（現在は可）。
・ 休館中は返却ボックスを設置した。家で過ごす時間が増えた親子に楽しんでもらうため、ブックトーク・絵本の朗読を YouTube 配信した。「テーマ本コーナー」では、当センターならではのテーマや時期にあった内容で本を紹介している。
・ 臨時休館中は、事前に電話予約した図書の貸出のみ、施設の一部再開後は、書架への立ち入り及び貸出と、段階的に提供内容を変更した。コロナ禍が影響していると思われるジェンダーに起因する事象をテーマに、図書の企画展示を行った。
・ 5 月展示コーナー「本をお供に おうち時間」を展示、貸し出し冊数が倍になるサービス「ピースキャンペーン」の延長（4/15～5/15 ⇒ 5/31 まで延長）。新聞閲覧コーナーをコロナ対応に変更（対面しない配置、新聞を机に固定、席の撤去）。イベント「ブックフェア」をコロナ対応で実施・イベント「キッズコーナー」をコロナ対応で実施。
・ 市内全図書館で、貸出冊数、貸出期間を増やし、来館を減らすようにしている。
・ 臨時休館中の貸出期間延長。
・ 今年度に限定しての送料無料での郵送貸出（これまでは、返却にかかる送料は利用者負担）。
・ 貸出期間を設けず、次回来訪時に返却する形とした。
・ 図書の貸し出しは継続していたので、購入図書のリストだけでなく、職員のコメントを記載したおすすめ図書のページを作った。
・ 郵送・無人貸出 BOX。
・ 閉館中は通用口で、予約図書の貸し出しのみを実施。開館後は透明ビニールカーテンで職員と利用者を遮断。共有する物品の消毒等行った。
・ 2020 年 3 月～5 月まで横浜市内公共施設は感染拡大防止のため休館。ライブラリー業務については、開館後に感染予防の観点で予約貸出からスタートし、段階的に書架への立ち入り（開架）、閲覧席の間引きオープン、展示の再開などおこなった。

・ 資料の消毒が難しいので、表紙のみ除菌シートで消毒したあと、最大 3 日間保管してから配架した。撤去できる椅子は撤去し、着席禁止の注意書きをして滞在をできないようにしたが、現在は 30 分までの滞在は許可している。その場合は利用者の名前と連絡先を記入してもらうため、出入り口を 1 か所にしている。
・ 返却された本は、感染源にならないよう 1 日置いてから貸出している。
・ 返却後 24 時間経過してから貸出し可能とした。
・ 感染リスクを軽減するため、返却された図書を 3 日間事務所内で保管後、書架へ戻した。
・ 閲覧席を半数に減らすとともに、滞在時間は 1 時間以内とした。
・ 閲覧前後の手指消毒を徹底していただくため、情報相談員がいる時間のみ貸し出しを行うこととしている。また、返却用の箱を作成し、直接触れずに返却を行えるようにした。
・ 貸出のカウンターは飛沫パネルや本の受け渡しのためのトレーを設置し、なるべく接触が少ないように変更した。また交流空間は 3 人以上が同じテーブルに座らないような制限を行い、密になることを避けた。
・ 閲覧席の削減。
・ 返却された全ての資料を除菌洗浄液（図書館用）で拭いて提供（現在継続中）。
・ 滞在時間の制限、椅子や机の間隔をあけて３密の回避。
・ 閲覧場所の人数と時間制限、机やいすを使用の際は氏名を記入、飲食禁止。
・ 消毒の徹底。
・ 滞在人数や滞在時間の目安の設定や図書閲覧コーナーの座席数減、入館時の手指消毒の呼びかけや返却本の消毒、連絡票による来館者の把握等。
・ 県の指示によりセンターを閉館した際には、図書の返却受付のみ行った。
・ 閲覧スペースを３密対策のため、テーブル椅子を間引いた。コロナや感染症に関するテーマの図書の購入、展示の縮小・中止。
・ 臨時休館開けは、返却図書の表面拭き取りを行っている。
・ 閲覧コーナーの利用制限。
・ 貸出時に表装等をアルコール消毒にて拭き上げ貸出を行っている。
・ 都度消毒、返却ボックスの設置。
・ 手に取った本についてはカウンターまで戻すようにした。返却した本については表面アルコールで拭くことや、図書を扱う際には手袋を着用している。
・ 新聞の閲覧は申し出制とし、貸出の際、必ず手指のアルコール消毒をしていただいている。
・ 返却された本の除菌、資料室の机及び椅子の削減を図った。
・ 返却された図書等を除菌している。
・ 緊急事態宣言中、職員は勤務、市民は建物自体に原則立ち入り禁止となり、宣言解除後は資料センターへの入室管理（連絡先確認）を実施した。また閲覧席を削減した。
・ 展示について、緊急事態宣言中は『密』をさけるため実施しなかった。解除後は『密』にならないよう展示物を点在させるなど工夫した。
・ 所蔵資料の閲覧ができる部屋を 6 月末まで入室禁止とし、7 月から段階的に再開し、図書の閲覧・貸出も市内図書館と足並みをそろえた形。
・ 席数を減らして分散して座れるようにし、図書については除菌機を購入した。（緊急事態宣言終了後）
・ カウンター周辺の消毒等を徹底した。密を避けるため、書架の椅子を間引いた。
・ 来館前の検温等を実施。来館前に検温を行い 37.5 度以上の熱があった場合や、体調不良（息苦しさ、強いだるさ、咳等）がある場合の来館制限。（来館者に周知する）検温を実施していない来館者等に検温を

実施・来館者情報の把握。来館者の氏名、緊急連絡先、市町村名を記録・カウンターに遮蔽シールド設置・来館者に対し、咳エチケット、マスク着用、備え付けの消毒液の利用、ソーシャルディスタンスの確保を要請。閲覧用の座席数を 12 席から 3 席に縮小、キッズスペースを使用停止。入場者が 2 名を超えた場合は、入場制限するとともに、短時間の利用を促す。返却された図書は、7 日間保管後、書架に戻す。換気対策（窓、入口扉を開放）。その他、必要に応じて会議室、交流コーナーを活用する等して、「３密」の状態にならないようにする。閉館後に館内の消毒、換気を実施。

- 置き場のそばに手指消毒薬スプレーを置いている。持ち帰り資料は部数を少なくし残部がなくなってから補充。
- 資料室利用者には、いざというときの緊急連絡先を記入してもらった。資料室内ではできるだけ密をさけるよう注意喚起を表示、職員はフェイスマスクを着用の上対応した。
- 3 月 7 日（土）から臨時休業、5 月 16 日（土）から時間短縮・サービス一部中止で再開。休業間に行う予定だった展示は、時期をずらして開催した。
- 緊急事態宣言の際は、施設は相談受付のみとなった。その後は図書の貸出し・返却、セミナールームの貸出しのみとなっている。本の展示などは、例年通り実施している。
- 会議室の貸出しが主な事業であり、図書などの資料閲覧等は行っていない。
- 相談事業の周知を例年より力を入れて行った。

3. 広報誌の内容や WEB による情報発信についての工夫

- 通常では民間の情報はアップしないが、コロナ禍の自粛生活の中で必要な情報は民間情報も発信した。
- コロナに特化したものを別に発信。
- コロナ禍で鮮明となったジェンダーの問題等に対し、広報誌の号外を発行し啓発を行った。
- 施設の情報誌で、新型コロナ禍の中での、生きづらさを抱えている子どもたちの状況などを発信した。
- コロナ特集を組んだ。
- WEB⇒コロナ関連情報をまとめた専用ページを設置した。相談窓口の案内を通常より目立つ位置に設置した。広報誌⇒コロナ感染者への誹謗中傷問題を受け、「人権」に関する記事を作成した。
- コロナに関する相談窓口の一覧をＨＰに掲載した。また、健康に関する情報や子育ての孤立を少しでも軽減できるよう、保護者向けに SNS で発信した。
- 当広報誌『ＭＩＷ通信』にて「ウィズコロナの新しい生活　テレワークと家族関係」の特集を組んだ（9 月発刊予定）。コロナ感染拡大のため、DV 相談や差別防止の情報発信を充実した。
- 全市的な広報物について、DV に関する啓発内容や DV に関連する市の各種相談について、広報紙 1 面に掲載した。内閣府 DV 相談プラスについて、情報を掲載した。
- 所管課と連携し、相談情報やコロナに関する問い合わせ先等のページや川崎市男女共同参画センターのコロナ用の情報ページを作成して更新した。
- 情報誌のテーマをコロナ関連で作成中。
- 年間 2 回発行している啓発誌の今年度の特集テーマを「新型コロナ問題とジェンダー」とした。（7 月にパート 1 を発行、1 月にパート 2 を発行予定）。「新型コロナウイルスの女性への影響に関するアンケート」を実施（WEB 上でも回答者募集）し、結果を HP に掲載。
- 休館中でも相談事業は継続していたため、相談事業を中心に発信回数を増やした。コロナ禍における女性の影響に関するアンケートを実施し、結果も WEB で発信、館内にも展示した。
- 広報誌では、講座の実施報告の代りに、現在の社会情勢に関係のあるインタビュー記事を掲載した。サンフォルテで行っている展示については、WEB にても同時に発信した。

・ コロナによる生活への影響のアンケート実施。
・ WEB については館の運営状況などを迅速に発信し、広報誌においては感染症に対する情報とその中での地域住民の活動を中心に、行政と連携してより正確に周知を図ることを念頭において発行した。
・ 利用者への電話連絡の際に、最新情報はイーブルなごや HP の「お知らせ」に掲載することを伝えることにより「お知らせ」の確認行動を促した。メルマガと連携したイーブルなごや HP コンテンツ「家族会議をしましょう」を作成した。
・ 今まで、セミナーやワークショップの事業紹介の利用が多かった Facebook だが、コロナ禍で事業ができなかったこともあり、身近な啓発ツールとして利用。①Facebook や HP で、外出自粛生活において男女共同参画の視点から注意すること（DV 深刻化のリスクが高まる、性別役割分担意識等）について発信、②Facebook や HP で、当館ライブラリー所蔵の男女共同参画に関する書籍を毎週紹介。
・ 広報誌では、事業のオンライン化対応を特集した。WEB では、HP や SNS を利用して DV 等相談事業や給付金の申請方法等の情報発信を繰り返した。
・ WEB を強化した。
・ 動画配信や作品の募集・紹介を行っている。
・ 市民活動の継続支援として、コロナ禍でも工夫しながら活動を続けている団体の紹介や相談先の案内等をメール配信した。センター情報誌について、センターの開館再開が刻々と変わる中で、できる限り普遍的な図書情報を掲載した。その分、ホームページや SNS（ツイッター、フェイスブック）などの WEB 媒体で臨機応変に発信した。
・ オンラインで行った取材は、オンラインで行ったことがわかるように提示した。
・ note を活用して、週に 1 回、職員や識者による投稿を行った。
・ 新年度の開設に合わせて、HP のリニューアル、Twitter の開設などを行った。
・ 情報誌でコロナ DV の特集を組んだり、WEB 上のゼミで取上げた。特設サイトや SNS でおうち時間に読んでもらえるものを掲載したり、発信頻度を増やした。YouTube 動画を作成、アップした。
・ インタビュー記事などは直接対面して実施するのではなく、メールでインタビューさせていただいた。また、これまでに実施した講座の中からコロナにより外出自粛となっている状況において役に立つ講座内容の記事を掲載した。
・ 本来、情報誌は 9 月及び 3 月発行であったが、9 月分は 11 月に発行を延期。内容は事業告知やセンター活動内容を主とし、ページ数を減らした。それに対して、3 月発行分はページ数を増やし、事業実施結果を主とし発行予定。
・ 情報紙は印刷したものの、施設利用を促進する内容であったため市民への直接配布や他施設での配布を一時中止している。また WEB による情報発信は緊急事態宣言当初は控えていたが、施設利用再開に近づくにつれ施設情報の提供や書籍紹介等を積極的に掲載した。
・ コロナウイルスの影響による館の運営状況について、随時ホームページや SNS で発信を行った。館のホームページトピックスに大阪府のコロナ対策ページのリンクを貼った。開館再開後は、コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し掲載。コロナを理由とした施設の利用キャンセルにともなう特例還付の進捗状況についても随時発信している。
・ セミナー等の実施ができない代わりに例年より 1 回多く広報誌を発行した。
・ Facebook の更新を多くしたり、新たに LINE の開設を行った。
・ 「コロナウイルス感染に伴う女性の心のケア電話相談」を週に 1 回増設したことを特に広報した。
・ HP 上にセンターのコロナ禍での貸し出しの情報提供を発信した。
・ 広報あおもりに貸館時のチェックリストや対応を掲載。
・ センターに来なくても、出来るだけ情報が分かるようにしている。

・ 広報紙に自粛生活中の DV 増加について掲載し、相談窓口の紹介を掲載。
・ 館内及び当センターの感染拡大防止対策の周知、各種相談窓口の周知（メール、SNS 相談含む）。
・ センターの開館時間や貸館業務について通常とは異なる対応が続いたため、早い更新、わかりしやすい表記に留意し発信を行った。
・ コロナ感染防止対策を徹底している旨を情報発信し、セミナー等の開催に理解を求めた。
・ ホームページのトップページに随時、開館状況や利用条件の変更等について記載。所管課である市民協働推進課のページにもリンク先を提示。
・ 安心してご利用いただけるように講じた措置等をその都度、色々と発信した。
・ 休館期間や講座開催日の変更等を HP を使用し周知した。
・ 感染拡大防止対策の実施状況を掲載。
・ 一時休館等のお知らせについて、最新情報がわかるように HP のお知らせ欄で記載した。そのほかは特になし。
・ 休館情報・施設利用案内について最新の情報を発信し、目立つ位置にリンクの表示を設けた。館長メッセージの欄を作り、市民へ向けメッセージを発信した。動画の配信があるものに関しては、講座ページに動画や番組表のリンクを設置。
・ 例年通り講座が開講できない状況のため、広報誌による啓発を充実させたいと考えていたが、現在のところ実現できていない。
・ 時期をずらして実施した。
・ 広報誌の発行時期がコロナ禍の初期で特別な工夫はなし。
・ 施設や事業の段階的再開状況や、感染拡大防止への取り組みの案内、利用者向けガイドラインなどを迅速におこなうことを工夫した。

4. 相談事業についての工夫・以前とは違う対応をした点

・ 法律相談及び一般面談による相談は、相談室を利用せず、広い団体活動室にて換気対策を十分に実施し、距離をおいた面談やパーテーションを配置するなどして実施している。また、「こころの相談」は臨床心理士が関東在住のため電話又はパソコンのオンライン(Zoom)を利用して行っている。
・ 面談相談予約を日延べするなど柔軟に対応した。面談相談場所を変更して３密を回避した。希望があればオンライン相談に対応する。
・ DV 相談について、時間・曜日を拡充し、メール相談を開始した。
・ 就労に関しては、予約によるオンライン相談を行った。
・ 利用制限期間中は、来所によるサービスは停止したため、新たにメール相談をスタート。専門相談（面談）を電話相談で対応した。
・ 面談のみで受けている相談を電話可とした。閉館中は LINE 相談を実施した。
・ 事業継続計画を作成し段階的に対応できるようにした。面接相談は相談者の希望もしくは感染リスクを考え、電話や WEB 会議システムを使った濃厚接触を避ける方法も実施している。法律相談は極力同じ部屋を使わない、もしくは 1 時間以上の換気をおこなえるよう部屋を複数用意し、弁護士に部屋を訪れてもらうシステムに変更している。相談員の感染リスクを減らすため、在宅勤務を事業継続計画の段階に合わせ、全員もしくは希望者に推奨している。県外の専門相談員については電話の転送システムを利用し相談を継続した
・ 面接相談の代替として、別室での Zoom 越しに行ったが、双方ともにやりづらさを感じたため、予約の電話相談に切り替えた。緊急事態宣言が明けても、貸室利用の制限があった期間は同じ対応をした。

・ 休館中、面接相談が実施できない時は電話相談を実施した。（通常の電話相談とは別枠で）
・ 就労・両立支援相談は通常面接相談のみだが、電話相談を数回実施した。また、こころの相談は面接・電話を選べるが、電話相談のみ受けた。
・ 無料法律相談について、弁護士との対面ではなく、電話での方法で実施した。
・ 感染拡大防止のため面接相談を希望により、電話相談として実施。
・ 感染予防のため、飛沫感染防止パネル及び消毒剤等を購入し使用した。受付カウンター、パネル、電話機、パソコン等の共用備品の消毒を実施した法律相談は、面接から電話による相談に切り替えて実施した。託児を要する際は、利用前に保護者と子どもの検温及び体調等の確認を行い、利用後は床・玩具等の消毒を行った。
・ 面接は原則、緊急度が高いと判断されるもののみ実施、それ以外のケースについて希望により電話相談に切り替えた・緊急事態宣言期間中は相談員を 2 グループに分け交互に在宅勤務とした。3 月～7 月の相談室主催のセミナー事業についてはすべて中止・緊急事態宣言解除後、面接相談を再開させるにあたり、ガイドラインを作成。それに沿って面接を実施。（入室時の手指消毒と体温チェック、ドアノブやテーブル・椅子等の消毒、部屋の換気、同時間には 1 ケースのみ予約、追跡調査への協力の要請など）
・ 昨年度 3 月にグループ相談を中止。以降、実施を延期している。面接相談の際に託児を行っていたが、3 月は行わないこととした。（相談者が希望する場合は、面接に同席可）2 人部屋だった電話のブースを 1 人 1 部屋に変更した。面接相談（DV／その他暴力について専門相談員による相談）を 4 月中旬から電話で実施。現在も相談者が希望する場合は電話で実施している。
・ 面接相談を電話相談もできるよう、相談者による選択制を導入した。面接相談の場合は、相談室を換気ができる広い部屋に変更し、相談者との間にアクリル板を設置した。電話相談の場合は、予約を取り予約時間にセンターから相談者へ電話し、相談者に電話代の負担が生じないよう配慮した。
・ 面接相談については、原則、電話相談に移行した。
・ 施設休館中についても、相談業務のみ実施していた。面接のニーズも多くあり感染予防のため、いち早くアクリル板を導入した。ただし、法律相談と LGBTs 相談は一時期面接を中止し、電話のみとした。
・ 面接相談の一部一般の相談について利用者確認の上、実施見送り。面接相談（弁護士による法律相談）は、相談者との調整により電話相談の形とした。
・ 一時、面接相談を中止し、電話相談に切り替えて実施。緊急事態宣言解除後は、相談室を換気のいい場所に変更したり、アクリル板設置など飛沫防止対策を図ったりしながら面接相談を再開した。
・ 「コロナウイルス感染に伴う心のケア電話相談」を週に 1 回増設した。いつも相談室ではなく、換気のできる広い部屋に変更して、飛沫感染防止シート、ウイルスレスウォーターの噴霧器を設置した。検温、マスク、同居の方の発熱がないこと、後追いができる氏名・電話の来館簿。
・ 緊急事態宣言期間中、館全体は閉館していたが、相談事業は通常どおり運営していた。そのために、関係各所と連携を取り、クライアントにもこまめに連絡を取った。
・ 特にないが、相談内容が感染症への不安であるかどうかを考慮しながら対応した。
・ 特別給付金関係の面談相談及び緊急相談については、面談相談を実施。面談を予約制とし、相談の前後の消毒や相談者がかぶらないなど３密対策の徹底。相談者と 1 メートル以上離れ、ソーシャルディスタンスが取れるよう、相談室を広い部屋で実施。非接触型体温計での確認と、体調確認などの実施。・手指消毒、マスク着用。アクリル板の設置。メール相談の周知。各種 DV 相談窓口の周知。感染拡大防止対策の周知及び対応の徹底
・ 緊急事態宣言中は電話相談のみとなり件数が減少したので、HP で相談が目立つようバナーを作った。また、内閣府の「DV プラス」の広報も HP で掲載した。面談再開の際には、本名と電話連絡先を確認の上、受付することになった。（以前は匿名と連絡先の申告で受付可能だった）

- 消毒換気のため時間を面接相談においては時間を 5 分短縮した。もともと相談室が狭いため、他の会議室を利用して密にならないようにした。
- 電話相談のみ実施。
- 面接相談の要望が多く、時期を早め再開した。研修会場が空いている場合は、相談室以外に研修会場を活用し 3 蜜対策を図った。
- 面接相談の場合、飛沫感染防止の透明ボードを設置し、密を避けるため空いている講座室を使って相談を受けた
- 相談室に感染防止対策。相談者には、検温を実施後に面談。
- 緊急事態宣言時には、高齢の相談員かつ基礎疾患を有する者を自宅待機とした。
- 面接相談は今までは匿名でも受けていたが、感染リスクを考え、氏名と連絡先（住所、電話番号）を受領するようにした。面接相談時はマスク着用、自宅での検温、健康チェックを依頼し、実施した。法律相談では、受付時に検温と健康チェックを実施。相談員、弁護士も同様に検温等を行った。・飛沫防止パネルを設置した。
- 相談者の体温計測を行った。
- ①来所時は体温計測とマスク着用のお願いを実施。②面談については通常の面談室より広い部屋で行い、出入口には消毒液を設置。③面談終了後にドアノブ、テーブル、イス等の消毒清掃を実施。④相談員と相談者の間にビニールカーテンを設置。
- 面接相談については、相談室ではなく、換気のできる広い部屋を予約すると共に、ビニールシートを設置し、感染防止に努めている。
- 検温、住所や連絡先の記入を求める、マスク着用、手指の消毒、使用後の相談室の消毒、アクリル板設置。
- 面接時間を短縮、３密対策のためマスク着用、ドアの解放などの処置をした。
- マスク着用。手指の消毒。検温の実施。アクリル板の設置。
- 人数制限や換気・清掃など衛生面にはいつも以上に配慮した。
- 閉館中は原則、電話相談のみとし、緊急時のみ面接相談を実施。面接相談においては、透明ビニールカーテンによる飛沫感染予防、手指消毒及び換気を行った。また、職員の執務室を二室に分け、分散勤務とした。
- 相談室にアクリル板を設置した。
- ①これまでの面談室よりも広い場所を使用する。②来館者カードに記入する。
- 従来の相談室より広い部屋で相談対応した。相談者との間にアクリル板を設置するとともに、相談者の検温も行った。
- 面接相談については感染防止のためのアクリル板を使用し、換気に留意して行った。
- 普段使用している相談室に替えて、広い空間となるよう会議室を使用し、また、飛沫防止シートを設置した。
- 閉館時は面接相談を中止した。グループ相談（子育て）を一部中止した。グループ相談（介護）は日程を変更した。
- 相談前の検温、来館時のマスクの着用等の依頼を行った。館に体温計の設置、相談室にアクリル板の設置。
- 飛沫防止シートの利用。
- グループ相談を実施する際には、３密を避けるようソーシャルディスタンスを設けた。
- 事前予約を原則として相談時間が重複しないようにした。相談場所の消毒･換気や相談時間の短縮など。
- マスク着用のお願いをし、飛沫防止シートや問診票？等を使用し、受ける側、する側に少しでも感染リ

スクを減らす努力をした。

- 面接相談については、衝立を設置し常時換気を行っている。（緊急事態宣言終了後）
- 相談について、コロナ禍ならではの相談が増えることも想定し、通常通りの市民向け対応としたため、相談員の安全を守るために、時差出勤や電話相談室内の３密防止対策、面接相談時の３密防止対策やリモート対応などを工夫した。
- 消毒を徹底した。対面相談時はシールド設置等の対策を強化した。
- マスクの着用、手指消毒の協力願いを行った。また、相談室を、換気及びスペースが十分な部屋へ変更し、現在まで継続している。
- 手指消毒を行い、マスク着用、飛沫防止のパネルを設置し面談者との距離を取り、部屋の換気をするためドアと窓を開け相談事業を行った。
- 通常通り実施だが、期間中に相談予約が入らなかった
- 緊急事態宣言中は、電話相談が減少した。
- 相談事業は指定管理事業ではないので、当センターでは実施していないが、県・男女参画・協働推進課で実施している。緊急事態宣言下は、面接相談は中止していたが、電話相談は通常通り実施。
- 受講や参加行事に関して、ご本人の意向や職場からの指示、情報過剰による冷静な判断が出来なかった感がうかがえる。
-

5. インターネットを活用の工夫や課題

【工夫したこと】

- フォーラムをオンライン開催するにあたって、ネット環境を持たない参加希望者のため、視聴会場を設けることとした。
- はじめてオンライン講座に参加する人には丁寧に説明をした。
- 市民団体が活動発表をする催しにおいて、事前に「オンライン活用講座」を実施した。コロナ禍でも広く情報を発信できる体制の一助とした。
- 事業実施前に、希望する受講者向けにオンライン講座初心者への体験会を実施。双方向型で参加型のオンライン講座を実施する際に、昨年度の受講者にアドバイザーとして参加してもらい、グループ討議等のファシリテーション役を担ってもらった。（オンラインでグループに分かれても話し合いがなかなか活性化しないため）オンライン環境のない受講希望者へは、市町村担当課の協力を得て、各役場等を会場にオンライン視聴環境を設定して少人数で研修実施。
- グーグルフォームを活用し、アンケートを実施した。インターネットの環境のない受講者向けに、動画上映会を別日に設定した。
- 工夫した点・質疑応答ができるようなフォーマットの設置・インターネット環境がない受講者向けに個別視聴の対応の実施
- オンラインの使用が難しい参加者のために会場と PC を提供した（今後多数の参加者に提供する場合はスクリーンへの投影なども実施する）。事前にお試しの日時を設け、当日の混乱を防ぐ。
- YouTube においては、コメントできなくするなど、閲覧数のみを表示するようにした。また、動画として何度も視聴できるため､講師と確認しながら不必要な部分はカットなど､編集を行った上で配信した。
- 指定管理を統括する（公財）横浜市男女共同参画推進協会にて、オンライン事業検討会を設けて研修等行いながら運用している。
- 日頃からＩＴ操作に慣れるため、定期的に事務局会議を Zoom で実施している。
- 10 月実施の MIW 祭りの講演会については事前撮影をして、当日に放映と YouTube 上での公開を予定

している。また、MIW 祭実行委員会の交流会についてもオンラインでの実施を予定している。

- マイクやスピーカーなど周辺機器を購入した。
- 売上が激減しているが、必要な備品・設備を購入し、業者に説明会を開いてもらい、機器の使用方法やトラブル時の対応を聞いている。ただ、トラブルはその都度違うようなので基礎を知り、応用することが非常に難しいところである。
- Zoom の有料契約をおこなった。ネット環境を持たない層に対する学習機会の保障について課題と感じる。
- 新しく Zoom の契約をしたり、カメラやスピーカー等の購入をした。

【課題】

- 研修等では参加者の関係性やワークショップ形式を重視し地域で講師や講座を開催できる団体の育成、人材育成を行ううえで対面のやり方が必要であると考えることやオンライン研修であれば環境が整った受講生に限られることや当センター職員が技術的に対処できるのかなどの課題がある。
- 双方向講座の場合、リアル対面講座に対してグループワークの実施が困難。反応が分かりづらい。オンラインのための機器操作が煩雑であり、特に双方向の場合、オンラインサポート人員が必要。
- オンライン研修技術の習得と習熟が必要（講師＋実施者＋参加者とも）。ワークショップ等、参加者同士の意見交換を円滑に進められるか、参加者がオンライン方式でどこまで満足感が得られるかが課題・
- オンライン事業の受益者は限定的であるので、リアル事業も継続実施する予定。一方で、オンラインだから参加可能な子育て層などもあったので、利用者開拓の一面もあった。オンライン事業の円滑な実施には、施設側の IT 環境の整備と共に、講座担当者以外にオンライン運営補助者が必須であると実感している。
- 器材や通信環境の面で十分に整備されていないことや、開催実績がないので不安である。また、オンラインでは講座内容によっては、十分対応できない場合もあると思われる。
- 近年の研修や講座はほぼ参加型中心だったが、オンラインの動画配信では、どうしても一方通行的になってしまう。（双方向型の場合）受講者のオンライン環境やオンライン講座への姿勢に開きがある中で、限られた時間内に講座を進めることが難しい。
- 匿名の参加者が増え、参加者の人となりを知ることが困難。
- ネット環境を持たない層に対する学習機会の保障について課題と感じる。
- オンライン講座を行う場合は、グループワークや実践的な講座をやりづらいという点が課題として挙げられる。
- インターネットを利用できない参加者へのフォロー体制。
- 既存事業のオンライン化を進めたが、講座によって向き不向きを感じている。
- グーグルフォームを活用し、アンケートを実施した。インターネットの環境のない受講者向けに、動画上映会を別日に設定した。
- 対象がインターネット環境（Zoom 等）の整っている方に限定されてしまう。
- 参加者の接続がうまくいかないことがあるので、事前にリハや接続確認などをおこなった。
- 当センターが設置されている複合施設のインターネットセキュリティが高く、WEB 会議システムアプリの導入が困難。双方向型のオンライン講座・オンライン配信及び各地域での上映会の開催・オンライン受講が苦手な方向けのオンライン受講講座の実施。
- ①活用出来る職員が限られる。②受講者のネット環境が限られる。
- 託児を希望する受講生への対応。ネット環境の充実（利用できない貸室があるため）。

・ オンラインを実施する器材や環境整備、参加者との事前のやり取りや招待など、かなりの労力と時間を要すること。『オンライン』というものへの無理解。
・ オンラインの導入にあたり、職員のスキル獲得と配信設備の充実が課題。
・ 実施可能な機器類や安定したネットワークの確保及び実施に係るノウハウの習得や職員体制が課題である。
・ 新しい様式での取組に際し、機材・スキル・情報が必要。
・ オンライン配信可能な機材を所持していないこと、また、スキルを有した職員がいないこともあり、財源確保及び職員の勉強・情報共有が必要となっている。
・ 事務室のネット環境はあっても、貸室のネット環境が不十分なため、最低限講座事業で使えるように急遽整備を進めている。
・ 主催側として設備関係（最低限必要な備品）、権利関係（講義等コンテンツの二次利用防止ほか）についての情報収集、実施に向けたスタッフの意思統一が思いの外難しく、ネット活用の必要性は認識しつつもなかなか実現にこぎつけないでいる。
・ Wi-Fi の設置がないため、今後事業をリモートで行えるように、整備する必要がある。
・ 講座については、実施できる環境を整えることが主に予算面で難しい。相談事業は大阪府からの要請もあり、今後オンラインでの実施を予定している。
・ 事業内容に合わせて媒体等を使い分けているが、インターネット環境が十分に整っていないのが課題。
・ ネット環境が不安定。環境整備のための財源が確保できない。
・ Wi-Fi が繋がりやすいように中継機器の設置、集音マイクの設置が課題。
・ 課題としてオンライン回線の確保など。
・ 活用環境の設定が一部分に限られ、今後の環境設備の充実が課題である。
・ 同室に複数人の講師がいる場合、音声が聞き取れない場合が多いという課題が出た。
・ オンライン事業実施に向けた機材等整備のための財政的支援。
・ Wi-Fi 環境の整備、WEB カメラ等の機器の購入（今後貸し出しを予定）。
・ Zoom ホストでのオンライン講座を開催するにあたり、機材やネット環境構築を進めている途上である。
・ オンラインで実施する際、手順や注意点等の情報不足であるため実績を積み重ねていく必要があると感じている。今後はオンラインシステムを活用した就労・両立支援相談の実施を検討中である。
・ 職員の対応がまだ不十分。
・ SNS 相談を実施したいが、ノウハウがないため指導してくれる人を探している。またそのための導入費用が予算化されておらず、調整に時間がかかる。事務局職員の IT スキルによって講座負担が変わる（IT に強い人に負担が偏ってしまっている）。対面で予定していた大規模なセミナーが行政との仕様の関係で対面（来場）とオンラインの 2 本立てになってしまった。対面での人工とオンラインのシステムフォロー等で人手が余分に必要になってしまった。そのため学生ボランティアを投入することにしている。
・ 現在は、講師のスキルなどに頼って開催しているが、今後はセンター独自の開催を目指している。（機材、アカウントなどを含めて）
・ 未だ慣れていないため、技術面において心配である。
・ オンラインでの研修・学習事業を実施するにあたり、職員のスキルアップが必要なのでこの点を研修できる機会が欲しい。
・ オンラインの場合は、通常の講座とは対応が異なるため通信障害や事前事後のフォロー等、別の工夫や人員配置が必要。
・ インターネットを活用してこれまで事業を実施したことがないので職員がどこまでできるのか、どのように知識を身につけるか課題がある。

・ オンラインセミナーは、職員の経験が浅いためノウハウがなく手探りで準備している状態。
・ DV を含む女性相談に関しては、画像の外部流出の危険性等が課題となっており、現状では実施していない。
・ Zoom 等の活用時のセキュリティー及びインターネット回線工事日程。講座実施の場合、Zoom のオプション、ウェビナーの使用を予定している。
・ 安心してオンライン事業に対応する PC、ネット環境が整っているとは言えないこと。

6. このほか、工夫して実施した取り組み

・ 緊急事態宣言中にコロナ禍が女性に及ぼす影響についての WEB アンケート調査を実施し、集計結果は地元メディアでも大きく報道された。自由記述の中から求められている情報を収集し、民間情報をも含め、HP 上で発信した。
・ コロナの影響についてアンケート実施
・ コロナの女性への影響についてのアンケート実施
・ 女性に対してコロナ禍の影響についてのアンケートを実施（https://ai-hall.com/info/covid19-hamamastu-report/）。女性団体のアンケート実施（オンライン講座の希望や今後の展開について）。事務局のテレワークの実施。オンラインお話会の実施（自主事業）。
・ 大阪府が主導して、「新型コロナウイルス禍が女性に及ぼす影響について」の緊急アンケートが実施された。（7 月 20 日～8 月 4 日）館でも、ホームページや SNS で情報発信、館内にアンケートを配置するなどして協力した。
・ 区内女性起業家を対象に、新型コロナウイルス感染拡大による事業への影響について、現状と課題、センターへの要望など、緊急アンケートを実施した。
・ アンケート実施。
・ Google フォームを活用した県民意識アンケートの実施。アンケートの周知と合わせた相談事業の利用促進。リモート研修対応の貸館の PR。
・ 来館・対面での講座やサロンへの参加が難しい中で、仕事や子育ての悩み・不安を抱える育児休暇中の女性に向けてアンケートを実施。（https://www.scrum21.or.jp/topics/sc32979.html）
・ 緊急 WEB 調査「新型コロナウイルスによる影響について」実施。（http://toyonaka-step.jp/various_posts/inf200707/）
・ 県内の男女共同参画推進団体に、コロナ禍での活動状況についてヒアリングを実施。その状況をふまえ、オンライン講座開催に関する講座を実施。
・ WITH コロナ時代に求められることをまとめた冊子を作成・配布。今年度の事業計画・事業予算について、指定管理の所管課と協議。
・ 検温とマスク着用を探知するセルフ端末を購入設置した。ウイルスレスウォーター噴霧器を８台に増設した。女性相談における、コロナの影響を 3 月より毎月データ化。コロナによるストレス軽減になる講座、避難所等防災を考える講座を企画。
・ 若年無業女性の卒業生向けにメルマガを配信し、何人かの声(生活の知恵)を拾ってサイトやメルマガで共有した。
・ 事業の一環として、シングルマザーの生の声をネットで集約し発信する作業中。一般利用の施設利用者についての感染予防対策の協力の呼びかけを何度も工夫し行っている。感染者が出た時の追跡ができないことが課題。
・ オンライン会議や講座の実施にあわせて、周辺機器の購入をした。

・ ネット環境向上やセキュリティーの強化を検討中。
・ 1 つの研修を、主会場・サテライト会場・オンライン配信の 3 つの方法で参加できるようにした。
・ YouTube チャンネルを開設し、動画編集専用パソコンを購入した。
・ 市民の公募事業の面接をオンラインで実施した。
・ この状況をチャンスと捉え、事業団内でいち早く WEB 会議システムや在宅勤務に取り組んだ。
・ 団体として東京都のテレワーク助成金の申請を行った。
・ 指定管理を所管する横浜市の部署との連携を強め、市内の感染拡大状況に応じた対策等の情報共有を行った。
・ （1）閉館に伴う施設利用料及び納入済み参加費の返還。（2）事業の見直し（縮小・転換・労働相談や FP 相談などの新規実施）。
・ 消毒液の設置、使用後、使用団体に使用後備品の消毒依頼、チェックリストのＨＰ掲載、使用前後のチェックリスト確認提出。
・ 大きな会議室の利用や講座の終了時の密を避けるため、エレベーターの利用やトイレでの混雑を避けるよう注意喚起と誘導を行った。
・ 換気が不十分なセミナールームに、空気清浄機を設置した。
・ 貸室システムでの利用可能人数の制限。
・ 全貸室にアルコール消毒液と拭き取り用のペーパーを用意し、利用者に消毒を呼びかけたほか、センター内の各施設・備品の消毒を徹底した。
・ 運営団体としての新型コロナウイルス症感染拡大防止対策マニュアルの設置。環境整備として、事務所内及び相談室へのアクリル板の設置、非接触型体温計の利用、フェイスシールドの利用、講師用マウスシールドの利用。
・ （会議室の貸出について）感染防止について、利用上の注意事項を館内各所に掲示した。感染防止について、利用上の注意事項のチェックリストを説明のうえ、配布し鍵の返還時に提出を求めた。利用後に参加者が感染または濃厚接触者になった場合の連絡用の名刺サイズのカードを作成配布した。各会議室の利用は、定員の 1/2 とし、椅子を間引き、着席数を減らして参加者同士の間隔を空けた。会館内の共有スペースの利用人数を制限するとともに、一部利用を禁止した。各受付窓口には、飛散防止のパーテーションを設置した。貸し出し備品や会議室の清掃、館内で手の触れる箇所等の消毒を徹底した。
・ 豊橋市新型コロナ通知システムへの加入と利用者への登録周知。
・ 飛沫対策として衝立（シールド）を購入したり、職員の机の間にもシールドを設置したり感染対策を取っている。
・ 講座の際には、開始前後に机いす等は毎回消毒を行っている。
・ 施設利用者に、氏名、市町村、緊急連絡先等を「来館者カード」に記載していただいている。また、外部での会議でも検温、手指消毒を徹底している。
・ 事務室内の整理整頓、使用頻度の低い物品の片づけ、間仕切りに光触媒噴霧。
・ 熟慮中。
・

7. 勤務体制についての工夫

・ 職員のうち、臨時休館に伴い、業務自体がなくなる職員とそれ以外の職員に分け、以下のとおりとした。臨時休館に伴い業務自体がなくなる職員→年次有給休暇の取得促進、翌月以降に付与される休日の先取り取得。上記以外の職員→在宅勤務が可能となるようノート型パソコンの貸出を実施。
・ 受付窓口業務の派遣職員に関しても、受付業務ができなくなった中、資料整理や清掃業務を行う等して、

雇用を維持した。

- 事務室については通常より少人数にし、相談室は体制を厚くした
- 緊急事態宣言中は、所管課も出勤は職員 5 割となり、センター側も同様の対応を求められた。その対応として、①公共交通機関を利用して通勤する職員で自宅待機を希望する職員は、その希望を受け入れた。②4 月は前年度の管理代行報告作成があるため、その業務にかかわる職員の勤務を優先した。③自宅待機となった職員は業務遂行だけでなく、男女共同参画にかかる自己研鑽や業務にかかるスキルアップも給与の対象とした。職員の賃金補償については所管部部長の判断により全額補償することができた。
- キャンセル続きの事業展開を強いられている。臨時休館および事前に勤務の詳細を把握し、手薄な事業部分の手直しや改良を実施している。
- 臨時休館であっても、多くの職員は施設で勤務していた。ただ、子育て中の職員のために学校休校等に伴う特別休暇制度を創設した。
- 部署間による不公平を是正、緩和するために全体への説明会をおこなった。
- 職員の班分けを行い、交代で勤務に当たった。
- 職員の中でもし感染者が出た場合に、全員が待機を余儀なくされることがないように、職員を 2 チームに分けて出勤させた。
- 勤務をチーム分けし、接触しないように勤務体制を整えた。
- 職員を A・B 班二交代制にし、それぞれ 4 日ずつ勤務。出勤時も時差出勤とした。
- 職員を 2 つのグループに分け、在宅勤務と出勤を交代で行った。
- 密にならないよう、出社する人数を制限した。
- 土日も開館しているため分散出勤に努めた。
- 全館休館ではあったが、毎日 2 名勤務し、電話対応などを行った。
- バスや電車などの公共交通機関等の通勤時間帯を避けるための時差出勤や 1 日おきのテレワークなどを実施した。
- 休館中も最低 2 名は出勤していた
- 休館中は 1 人は必ず出勤するようにし、その他はテレワーク、オンライン会議などでコミュニケーションをとるよう工夫した。
- 当センター相談事業は曜日により開室時間が異なること、別部局所管の人権オンブズパーソンが同居するためその開室時間を踏まえた体制を敷いた。なお、臨時休館期間中も電話での問い合わせは受けられる形を取りつづけた。
- 会議スペースを活用し職員を分散
- 職員が密にならないよう施設内で活用できる部屋に分散して業務を行うよう工夫した。
- 密を避けるため、執務室以外での執務
- 事業を委託する行政の意向で在宅勤務を行った。（事業以外のセンター業務は通常通り）
- 高齢で基礎疾患を有する者への自宅待機を優先。
- 子育て世代の職員、電車通勤する職員を優先して、有給や時短勤務を行った。
- 交代での在宅勤務時には、ビジネス専用チャットを導入し、職務を遂行した。
- 自宅でできる仕事に対しては、在宅勤務を実施した。通勤に時間がかかる職員には、込み合う時間を避けて時差出勤をしてもらった。
- 業務に支障がない範囲でできる限り通勤を控える体制をとった。
- 有給休暇の計画的付与。
- 緊急事態宣言中は、相談員は交代で在宅勤務、事業部門の職員も在宅勤務を経験するよう推奨した。会議など全員出勤の時は、事務所の密をさけるため在宅勤務およびほかの部屋からの WEB 参加で会議を

実施。

- 職場内が密にならないよう半数の出勤体制にし、在宅勤務と併用した。
- 相談センターは、遅番体制を含む勤務体制で職員の感染防止に配慮した時差勤務や、執務環境の工夫をおこなった。管理･事業担当職員は、時差勤務、自宅勤務を含むシフト勤務とし、チャットワークや Zoom 会議を取り入れた。
- 感染拡大防止を考慮し在庁者数が必要最低限になるよう、時差出勤及び在宅勤体制を行った。
- 事務机の間及び受付カウンターに飛沫防止シートを設置
- 出勤前の検温実施

8. 業務上の情報共有方法についての工夫

- 在宅勤務・出勤者の情報共有のため Slack（情報共有ツール）を使用した。
- Slack を活用している
- クラウド型のグループウェアについて、情報共有の範囲・権限設定について、これまでは正職員のみであったが、契約職員を含めることとした。
- LINE グループを作成し、緊急時の連絡が迅速に行えるようにした。
- ビジネス専用チャットは、経営陣、管理職、各館の職員、勤怠専用など、目的を定め、複数のグループをつくって運用した。
- 在宅勤務等で職員全員が出勤しないようにしているため、情報共有が難しく、普段は口頭説明だったものをメール等で情報共有をするようになった。
- スケジューラー、掲示板の共有利用（以前から活用）。
- 常に共有フォルダーを活用し、できるだけ全員が業務を理解するようにしている。
- 在宅勤務中は、時間を決めて Zoom ミーティングを実施し、情報を共有。また、ラインワークス等で情報共有。
- グループウェアとメールの併用。
- 個人の利用環境が異なるため、複数のツールを活用して連絡・共有漏れが起きないようにしている。
- グーグル Meet や Zoom、遠隔操作等を駆使し、その都度、使い分けを行った。
- メールの多用。情報共有ノートの活用。
- 個人パソコンから所属メールを閲覧できる機能を利用した。
- 毎日オンラインでのミーティングを行い情報共有
- 職員が少数なので、電話やメール連絡で対応した。
- ノートによる引き継ぎ。
- これまでも業務日誌を活用して、情報の共有化を行ってきたが、これまで以上に業務日誌を活用した。
- 職員の業務打合せの回数を増やした。（別室での勤務を行っているため）
- 在宅勤務の勤怠や進捗状況の報告方法など、在宅勤務が始まる前に事務局内で共有する時間を持った。
- 業務の担当を出来るだけ複数で内容を共有、確認しながら行うことにした。
- 貸室のキャンセル手続きなど日々ルールが変更になることが多く、担当職員に周知徹底するようマニュアル作成、打ち合わせや引き継ぎを、入念に行った。
- 年度当初の理事会は、最小限の人数での書面理事会を開催した。理事会の開催にあたり、遠方の理事は ZOOM 対応で出席した。
- センター職員自体が行政の嘱託 2 名、相談員 2 名、事業受託団体 1 名と寄り合い所帯のため、仕事上の情報共有はほぼ無い。緊急の連絡等は主に電話や個人メールで行っている。業務サーバーへの職場外か

らのアクセスは行政から禁止され、現在は行っていない。
・ 新しい環境への適応およびスキルアップを引き続き強化し図りたい。

9. コロナ禍における男女共同参画センターが果たすべき役割

【非常時に女性を支える拠点施設としての機能強化】

・ コロナ禍により、困難な状況におかれた女性たちを物心両面で支える拠点であるべきだと思う。また、コロナ禍により孤独になっている女性たちが社会や人と繋がりが持てる場としての機能もあるべき。
・ 非正規雇用、ケアワーク等々直ちに影響を受けるのが常に女性であることを踏まえ、困難の中から発せられる声を拾い、束ねること。コロナ禍で否応なく変わらなくてはならないタイミングを得たと考え、ジェンダーを超えたフラットな人間関係や社会をつくる一助となること。
・ 地震災害と同様、性別役割の強化や弱者へのしわ寄せなどが起こった（現在も引き続き起こっている）。ジェンダーの視点に基づいた調査・研究や検証を行い、男女共同参画の必要性を広く啓発していく。相談窓口を（可能な限り）継続し、今後の施策につなげたり、上記のバックデータとする。コロナと共存しながら、市民が安心して集い、学習、情報を得ることができる場の形成。
・ リアルな「場」としての情報や交流、学びあいの拠点になることは、まだまだ難しい情勢だと感じている。しかしながら、コロナ禍が女性の生き方、暮らし方、働き方に大きな影響をもたらしていることは現実で、それを一つ一つ検証しながらも、今果たすべき役割としては「安心」を支える拠点として、相談や寄り添い、情報収集と発信を行っていくことが大切と考えている。
・ コロナ禍での困難な状況に対応するための情報を簡単かつ迅速にとれる拠点であり、安心して相談できる場所（オンライン＆オフライン双方で）として広く周知されること。
・ 男女共同参画にかかる情報発信、相談業務の広報。コロナ禍で、生活様式や意識、行動が変化していく中、ジェンダーの視点でニーズを掘り起こし、その課題解決のために事業を組み立てること。
・ 今後、女性を含む生活弱者への影響が出てくると思われる。これまで以上に、生活弱者への支援を行う必要がある。それらの方々へ、いかに情報をとどけるかが課題。また、コロナ影響による生活弱者のサポートは、様々な機関と連携する必要がある。様々な機関のハブ的な存在になれることが理想。SNS を活用した相談事業も検討していく必要がある。
・ 震災時もそうだったと思うが、コロナ禍は、日常生活も激変し、社会的立場の弱い特に女性たちに深刻な影響を与えている。働く女性の多くが低賃金かつ不安定雇用であったり、ステイホームで顕在化したジェンダーバイアスや DV の問題、というように、非常時の格差拡大や困難について、寄り添った支援が必要になると考える。地域の他のリソースへのつなぎも重要である。
・ 今回のコロナウイルスの感染拡大は、災害発生時と同様、非常事態となった。会館としては、普段から性別による偏りを是正するための各種事業を行っているが、こういう非常事態にこそいち早く、その課題に着目し社会に発信すること、またその解決につながるような事業を行うことが求められていると思う。社会的活動がオンライン中心となりそれを便利と考える人がいる一方で、オンラインに疲れリアルに人と出会うことを求める人もおり、多様な価値観を持った人々への対応を今一度考える必要があると感じた。まずは、貸館が休止になっても、情報を発信し、地域の人たちとつながり続けたい。
・ 雇い止めにあう、補償がない、仕事がない、など弱い立場の女性たちの声を集め、社会に働きかける。接客業、介護・福祉・医療など在宅できない仕事に就いている女性たちの健康を守る。在宅勤務で家族のケアに追われたり、ひとり暮らしでメンタル低下したりする女性たちの声を拾い、自助的な場を作れたらよい。
・ コロナ禍で、ジェンダーや男女格差に起因して起こる課題の発信。コロナ禍で、より大きな困難を抱え

る女性の直接または間接支援。

- コロナ禍で命が脅かされ、経済が停滞する影響は、非正規労働者の解雇など弱い立場の人達に大きく出ている。その多くが女性であり、ひとり親の現実があることを、社会に問うていくことが必要である。女性だけでなく、平時からあるのに潜伏し見過ごされている社会的な課題が、緊急時にあぶりだされてきている。緊急事態そのものへの対応はもちろんのこと、表面化してきている社会問題の解決に向けての取組をセットにして考え、対応することが必要だと考えている。
- ジェンダー格差が、家庭、職場、社会全体で明確に可視化された。性別役割、ケア役割の負担や、DV、弱者への虐待等について、相談には顕著に表れた。このような課題に向け、意識変革を啓発することが根気よく必要であると考える。
- コロナウイルスの影響による、経済的・社会的なジェンダー格差を可視化すること、より困難な立場にある人の支援。
- コロナの影響のジェンダーによる偏りを把握し、その解消に向けた取組。例えば、今回当センターではアンケートを実施したが、家事等家庭内でのケア役割の負担が女性側に集中しているとの声が多数あり、「企業」や「男性」への一層の啓発の必要性を再認識した。また、ストレス解消のための居場所づくりやネットワークを希望する声にも何らかの形で応えていきたい。
- コロナ禍では、人々の孤立化が一層進むと思われる。そうした状況下での地域活動及びその担い手（男女共同参画センターも含む）の価値の可視化が改めて問われているのではないか。そのうえで、ジェンダー平等が進展していくためのアプローチの共有を図りたい。
- コロナ禍において顕在化してきたジェンダーの問題を発信していくこと。地域内の課題を抽出し、関係者に展開していくこと。困難を抱えている方々に寄り添っていく場としての機能（相談、支援）。女性たちの連携の場を作っていくこと、こころを休ませられる場づくり（展示、SNS 発信も含める）。
- コロナ禍において、見えてきた女性問題があるので、今後それを課題に取り組んでいかなくてはいけないと考える。
- コロナ禍により雇用面（雇止め等）や、家庭面（DV 等）で発生する様々な問題に着目し、男女共同参画の視点から意識啓発に取り組んでいくべきと思われる。
- 感染拡大に伴う生活不安やストレスにより増加する DV 被害者への支援はもとより、あらゆる場面においてジェンダーの視点を持つことの重要性を啓発していくこと。
- 安全対策をしたうえでの居場所作り、新しい生活様式を考える機会の提供。
- 安全安心を意識することのできる、人とのつながりを感じられる居場所づくりの大切さ。
-

【必要な人に必要な情報を届ける】

- コロナ禍において顕在化する課題が、男女共同参画の視点でどのような背景があるのか、どのような対策が取られているのか情報発信すること。コロナ対策で始まった各分野の取組（避難所運営における３密対策など）が男女共同参画の視点で運営されるよう、情報発信・提供などをし、一緒に取り組んでいくこと。
- 経済的な困難を抱える方への情報提供などが必要ではないか。
- シングルマザーや非正規単身女性、セクマイ等 弱い立場に置かれがちな層に対する情報発信や支援事業に主力を置くことが求められる。
- コロナ禍の厳しい状況の中での課題の的確な把握とその解決に向けた情報提供。より多くの多様な人々への働きかけができるよう、広報手段や講座の公開方法等を工夫する必要がある。
- 市のコロナに関する施策の周知、コロナ禍で可視化されるようになったジェンダーによる不平等な状況

にある人への支援等について市民に情報提供すること。

- 市民の自発的な学びや交流の場として存在すること。
- DV、コロナ離職、在宅勤務と家事分担、感染防止対策など、コロナ禍における男女共同参画の課題についての情報発信。
- コロナ禍だからこそ、参考となる情報発信や相談などの充実を図ることが重要だと考える。
- コロナ禍においても、インターネット等を活用して、絶えず情報発信を行うこと。
- ジェンダー格差がさらに広がっている中、ジェンダー平等や生きにくさの解消を推し進めるためのメッセージを発信し続けていきたい。具体的には普段のセンター運営や相談事業、講座等の随所に盛り込む。
- まさに災害時と同じく非常時こそ男女共同参画が伝えてきたものが必要とされると感じた。今回コロナ DV や在宅勤務ついては、国や報道の動きも早かったため、それに合わせる形で積極的に情報発信をしていくべきだと強く感じた。
- 可能である方法を模索し、男女共同参画社会の形成に寄与する情報を発信すべき。
- 特別なことをするのではなく、コロナ以前と同じように市民の皆さんに啓発をし続けることが大切だと思う。来館者が減り、掲示板等での情報をキャッチする人が減った一方で、SNS を毎日更新することで新しい層のファンを増やすことが出来たと思う。
- 情報発信や相談窓口。
- 生活様式が変化していく中で、DV 等の問題が深刻化していく恐れがあり、啓発が必要。
- リモート（在宅）勤務による女性の家事・育児の負担感が懸念されるため、性的役割分担の解消に向けた啓発。

【相談体制の強化と DV 被害者支援】

- 相談業務を止めることのないようする。
- コロナ禍においても相談業務は継続し体制を整えていくべきだと思う。
- コロナ禍で発生したり、明らかになったジェンダーについての問題について考えていく場と相談窓口の提供。深刻化する DV 相談の防止対策。
- 相談窓口の強化。他機関との連携。コロナ禍の不安の解消など。
- 在宅勤務が増えたことにより、DV が顕在化するなどの問題もあり相談事業をさらに充実させ、問題の解決に向ける役割を果たすべきだと思う。
- コロナ渦によって在宅時間が増加。それによって DV 相談を主とした相談件数の増加が見込まれることから、いつでも相談できる相談時間等、相談体制の拡充が必要だと考えている。
- DV 相談窓口の広報啓発を行ない、DV の防止や相談につなぐ。
- DV 等の相談については、コロナ禍の時期にあっては通常時より相談件数が多くなることも予想されることから、以前にも増して相談者の立場に寄り添った相談態勢の確保に努める。
- 家族と過ごす時間の増加により DV 被害が深刻化する女性たちの相談にのる。
- 相談業務は、指定管理者の業務とはなっていないが、できるだけ情報交換をし、何らかの対応をしたい。
- 子育て世代の母親は職場や保育所などが通常の環境にないことが想定され、不安に対応するための相談業務はもちろん、自身の心身の健全に目を向け、切れ目のない緊張から距離をとる機会の確保と正しい情報の提供が必要であると考える。
- 相談窓口の周知やメールや SNS など窓口に繋がりやすい新たな相談体制の模索、実施。コロナ禍において不利な状況に置かれる当事者が相談につながる場を作る。（特にも女性が困難な場に置かれやすい。）そのためにもセンター自体の周知を徹底し、センターの認知度を上げることも必要。また、対応にあた

る職員の安全の確保も含めて、最前線で取り組んでいくに当たり行政とも一緒に連携、検討、実施していくことが重要。

【リアルの場を大切にしながら、オンラインで切れ目なくつながる】

・ インターネットの活用は進むが、全ての方がインターネットを利用できる環境にはない。そのため、講座などはインターネットを利用しながらもセンター内を会場としたハイブリッド式での事業実施となるのではないかと思う。また、人が集い語り合う場は、非常に重要であると考えているため、センターはそこを大切にする場であると思う。
・ 形態は変化しても、引き続き相談業務と啓発事業を行うことによって、困難な状況にある女性・男性に対して必要な情報を提供することができると考えている。オンラインシステムを活用することはより広く市民の方へ情報発信ができる可能性があう。しかしながら、オンラインだけでの対応は支援の対象から漏れてしまう方も多くるため、センターという拠点があることによって包括的な支援を行えると考えている。
・ オンライン事業の可能性と限界についての知識。スキル・情報の共有を進めていきたい。
・ オンライン化による講座・相談の提供、情報提供。インターネット環境が整っていない利用者・団体への支援。
・ 学びや啓発を止めないためにも、オンラインでの講座実施も進めていく必要がある。
・ 集まれなくても、女性のエンパワメントを止めずに継続する使命があると、改めて感じた。
・ テレワークなどの導入で多様な働き方が急速に進んだ。そのメリットを十分に生かせるよう意識啓発、IT スキル研修などによるサポートを行う。
・ 専業主婦で子育て中の方などは、実際に会って話すことを望んでいる方も多く、保育付きの事業の必要性を感じている。
・ 研修等の実施方法を工夫し、通常時と変わらず、男女共同参画の啓発等の事業を展開していく。

【地域の団体活動を支える】

・ 市民団体の育成・交流を果たす中核施設となるはずが、コロナ禍の現状では人を集めること自体がリスクとなるため十分に機能を果たせていない。市民とのかかわりをどう構築していくかを今後検討していく必要があると思う。
・ 地域で男女共同参画を推進していく団体は、ただでさえ高齢化しており、コロナ禍でさらに活動が衰退していく可能性がある。センターとしては、インターネットの活用など、新たな活動の場の提供等を行い、団体を支えていく必要があると考える。
・ 男女共同参画関係の各種団体への活動支援（オンライン環境の提供、オンライン研修技術の勉強会の開催など）。
・ コロナによる影響を捉え、問題解決の提案を行うと同時に、活動団体への支援を行うこと。

【その他】

・ 支援者としての役割は重大だが、指定管理の運営者としては、経営難に陥る可能性も大である。特に利用料金制の場合は顕著である。それらの不利益を一方的に被ることの内容に、自治体に共同して要望を出すことも必要ではないか。
・ ニーズが多いため、オンラインシステムを構築し、セミナーや相談、交流会を対面と同じように全国で

開催できるようにけん引していただきたい。例えば、協議会が Zoom の有料版を取得し、全国の希望するセンターにアカウントを配布。協議会会員間との交流会や講座の開催。各センターでもオンライン講座ができるよう環境を支援する役割など。

- 詳しい専門家の分析や講演の声が出ている。講師の招聘や紹介を負担なくスムーズに出来る機会が地域への還元策とも考える。
- 県民一人ひとりに寄り添い、新しい様式を活用した男女共同参画の視点による課題解決に向けた相談・情報提供・啓発を推進する。災害・危機管理対策への取組。
- 課題等ニーズを把握し、啓発・予防を進める。
- 男女共同参画の推進について地域で活躍する人材育成や意識啓発を工夫しながら進めていくことは引き続き必要と考える。
- 高齢者層、特に女性は、自粛の際には自らの判断以外の制限を受ける可能性も想定され、生きがい施策としての生涯学習の場の提供についてコロナ禍の環境下ではその役割は大きいと考える。
- 当会館では、実施していないが、感染者とその家族の悩み相談事業　差別、誹謗中傷防止対策として新型コロナウイルスに対する知識と正しい予防方法の啓発。
- 感染防止対策に配慮しながら、可能な範囲で事業計画を実施し、成果を求めていく。
- クラスター発生源にならぬように注意する。
- コロナ禍において、センターが果たす役割やすべき事業について現在、模索中である。
- 各地域の情報提供などが必要なのか？・市町村と連携して何か行っていかなければならないのか？いろいろと思うところはあるが、実現までにはいたっていない。
- 会議室の貸出しが主な事業であることから、特に意見はない。

10. 非常時のセンター運営上の課題

【経営上の課題】

- 利用料金制の指定管理であることから、2 月半ばから現在（今後も）までかなり利用が落ち込んでいる影響で相当減収している。昨年度利用に係る特例還付分、今年度については運営費についても補填が大阪府からなされているが、このまま利用が回復しなければ今後も不安定な運営が続く。利用料金制の指定管理制度そのものの在り方が問われるべきではないか。
- コロナ禍で減収減益が、止まらない状況である。国、県、市では、各種支援事業を行っているが、公益法人は対象外となっている。新型コロナウイルス感染防止対策については、行政の要請に従い休館、予防対策として消毒液等多々出費をしている。コロナ禍による景気悪化の嵐は一般の企業と同じく襲い掛かっている。減収減益への支援を公益法人という括りではなくもっと運営実態を見て対象を決定するようしてもらいたい。
- コロナ禍で、本年初めから会議室のキャンセルが相次ぎ利用料収入が激減した。NPO 法人のため資産もなく、この先のコロナ禍の影響による経営状況が危惧される。
- 今後のコロナ禍の影響を受けた自治体の予算変動に伴う、指定管理予算の削減可能性。
- 公益事業もさることながら会館建築費の返済のため収益事業を行っているところだが、今回のコロナにより収入が激減したため、建築費の返済どころか運転資金の借り入れを行い、さらに負債が増えた。まだ、まだ先の見えない中、今後の運営等、非常に不安が多く、何か良いアドバイスをいただけると幸いである。
- 利用料金収入制はリスクとして考えている。一部補填があったが大幅な減収となっており、開館しても定員の制限を設ける等の対応をしており、通常のような利用は見込めない。また市としてコロナを理由

としたキャンセルは直前でも無償としているため（当面の間）、利用者の一部が予約してはキャンセルを繰り返す状況も見られ、本来的な利用になっていないことが課題と感じる。
- 貸室等の消毒作業に手間暇がかかるが、指定管理料への清掃スタッフ人件費等の上乗せはない。
- 指定管理で運営している。市からは 2 点申し入れがあった。コロナ禍の中、仕様書通りの事業ではなく、今必要な事業を積極的に実施してほしい。現時点で指定管理料の減額はないが、コロナ禍の中、計画にはなかった事業費や必要不可欠となった設備、除菌のための費用は認めるが、年度末に、事業費、水光熱費など精算する予定。
- 貸会議室利用収入が大幅減収となってしまった。講座の実施予定時期が大幅に変更となり、講師交渉、会場選定等の講座実施に伴う用務が非常に煩雑になってしまった。
- アクリル板、消毒液、マスク、非接触型体温計、等の予算がつかない。
- イベントや貸館について、実施基準など今後の見通しに不確定要素が多く予定を立てにくい。
- コロナ禍がいつ収束するのかがわからない点で事業の見通しが立てにくい
- 来年度以降の事業計画や予算をどう確保するか、見通しが立たない。

【オンライン化の課題】

- 当センターは啓発事業や学習・研修事業を主に開催しているが、感染拡大防止のため多くの人を対象に講座を開催することが従来通りでは困難となっている。今後オンライン配信を利用した開催を検討しているが、環境を整備するためには、予算が組まれていないこと、スキルを持った職員が少ないことが課題となっている。また、講座参加者や関係委員等が比較的年齢層が高い方々で構成されており、PC 等電子機器のスキルを有していない方が多いことから、オンライン会議・講座の開催にあたっては、関係市町村、関係機関の協力・連携体制も今後より一層必要になると考えている。
- 啓発や支援のためにオンライン活用は欠かせない。しかし、そもそもセンターの環境がオンラインに対応できるように整っていないことから、今回、オンライン研修に迅速に移行することが難しかった。また、啓発事業だけであればオンライン活用は必須と考えるが、センターが支援すべき方々の中には、オンラインだけでは情報を受け取ることができない方も多い。それらの情報弱者の支援をどのようにしていくかが課題。
- 迅速で的確な情報提供。インターネットを活用していなかったり、活用しづらい利用者へのオフラインでの支援。
- 市町村男女共同参画センターの多くが、オンライン対応のためのインフラ整備が、ハード及びソフトともに課題となっていること。
- 県庁はメール転送機能があり自宅勤務をしていたが、当センターが入っている複合施設のサイボウズはメール転送機能がなく自宅勤務、リモートワークができなかった。オンライン開催となる会議や研修が大半であるが、県のインターネットセキュリティが固く、Zoom や Skype などを利用しづらい。また、国として補正予算がついたがおりてこない。
- 市直営なので、セキュリティーの関係で Zoom などが利用できず、オンライン会議ができない。
- オンライン相談などへの切り替えの準備（機材の購入など）に時間を要した。
- 事務局運営上も、センター事業運営上も IT 化が十分でないこと。
- おしなべて職員の IT 活用の力量アップが必要と感じた。
- さまざまなインターネット活用のできる職員の育成が必要と思う。
- 今回は政府の判断に、行政も翻弄され、現場に至っては、刻々と変わる対応策に追われた。料金徴収事務をやっていたら、もっと大変なことだった思う。

【センターの機能が十分発揮できないことへの危機感】

・ 感染防止対策に追われ、企業、自治体等における男女共同参画（女性活躍）の取組みが後退すること。
・ 施設内でのクラスター発生の危険と講座目的の達成で揺れ動く日々が続いている。一定の基準があるようでないため、判断が難しい。
・ 安全性の確保と会館運営のバランスのとり方。
・ 事業運営面での行政対応の申し出を行った。センター機能の弱体化を危惧する。見通しの目途がつかない。先細りの苦渋の選択を強いられている。
・ 団体や利用者の活動学習拠点や居場所となっているため、利用者用 PC で求職用書類等を作成する人が利用できない等。
・ ひきこもりがちな女性の居場所を提供しているが、交流を伴う場を作れない。
・ 日頃、高い比率でセンターを利用して頂いている高齢者の集いの場を提供できないため、利用者の健康が気になる。
・ 通常の事業ができないので、スキルや経験の継承が困難。リアルな場づくりができないことで、存在意義が薄まっていく不安。

【行政との協議上の課題（指定管理者）】

・ 行政の判断に時間がかかること。また、利用者の利便性に対して配慮のない判断が多々あり、利用者に説明しても理解を得られず苦労した。行政の方針により事業が全くできなくなってしまった。WEB を利用した事業（Zoom、YouTube）を提案したが、受け入れてもらえなかった。ゆるやかな繋がりを作る場所を自負していたにもかかわらず、地域における居場所を提供できなくなった。今後どのように他の社会資源や地域の団体、人材とつながっていけばよいのか悩んでいる。
・ 臨時休館判断等の自治体方針決定から伝達までの期間がタイトで、準備が大変である。
・ 県立の施設であるので、何か行うのにも県へお伺いが必要になってくる、想定されることであれば、事前にお伺いもできるが、想定外のことは、少し時間差になってしまう。
・ 今回は政府の判断に、行政も翻弄され、現場に至っては、刻々と変わる対応策に追われた。料金徴収事務をやっていたら、もっと大変なことだった思う。
・ 非常時の際、指定管理者から危機管理について問合わせないと、答えがでてこないということを痛感した。改めて、公の施設を指定管理者が運営することに対して様々なことを考えることができた。
・ 指定管理者として市とのリスク管理における考え方の調整、消毒のための人員確保、使用人数制限（通常の半数以下）のため使用団体が活動できない、市民の居場所や交流の機会が減。
・ 求められる感染症対策に必要な物資が入手できず、経費的なものも含めて対応に困難を極めた。今回、コロナだけでなく運営上必要な衛生面での非常時対応の知識と一定量の備蓄などについて、一定の指標をもつべきだと考えた。これについて全国の取り組みをお聞きしたい。

【その他】

・ ステイホームで DV が顕在化し、夫が家にいるため、電話よりむしろ面談での相談の希望者が一定数いることがわかった。また、相談者はもとより、相談員の面談の際の感染リスクの担保をどうするか難しいと感じている。もし、センター内で感染してしまった場合、夫に相談のことが知られてしまうリスクがあることも懸念すべき点だと思う。
・ 電話相談中心に相談の需要が増加、どう維持するのか非常に苦心した。他センターがどうしていたのか

お聞きしたい。

- 他の自治体のセンターとの情報共有を行いたいと思った。
- コロナ禍のアンケートは各地域で実施しているが、全国で同じ項目でアンケートを実施すると地域差があるのかないのかが見えたのではないかと思う。そういった呼びかけができたらと思う。
- 7 月の県南豪雨のように、コロナ禍での災害時の対応や支援の在り方は、過去の災害の時とは異なる。センターでは、男女共同参画の視点による防災講師養成講座を開催するなどして、県内で男女共同参画の視点による防災の普及を急いでいるところである。
- 個々人の危機意識の微妙な温度差が、何か一つの事業をつくっていく過程で様々な軋轢を生み、通常以上のエネルギーを使った。コロナ禍という誰もが未経験の事態においてセンター運営を担うスタッフ、事業に携わる者のコミュニケーションがより必要になることを感じた。とりわけ行政の危機管理、そして参画に対する意識や使命感のほどがよくわかり、正直意気消沈することが多々ある。
- 国内で感染者が最も多い地域で感染収束が見えない中、感染対策をしながら働くことが大きなストレスとなっている。またストレスの度合いも人により異なり、マネジメントが難しい。感染対策に協力してもらえない来館者に対するストレス（マスク非着用、３密を守らない）。
- 施設の管理運営を前提とした業務であるため、リモートワークの導入に限界がある。オンライン事業と施設や場をいかした事業のバランスをどうとっていくかの考え方の整理が必要。
- 感染予防のため、面接相談においても十分な広さの部屋を確保する必要があり、面接が重なった際の会場の確保に苦慮した。
- 当センターにて感染者が出た場合の建物管理（消毒等）に関する対応及び事業費の負担など。
- 初めてのケースなので、職員に陽性者が出た場合の対応をどうするか、方針を立てるのが難しい。ノート PC の貸与などにかかる費用の捻出。
- 初めてのことで、ノウハウが全くない。